

2- (2) 教育方法等

2-16 課程修了の要件（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

課程修了の要件について、「専門職」第23条は、「3年（括弧内省略）以上在学し、93単位以上を修得する」ことを求めている。また、「法科院基準」は、法令上の基準の遵守に加え、「履修上の負担が過重にならないように配慮」することを求めている。その上で、以下の事項を留意事項に挙げている。

- (1) 修了の認定に必要な単位数が100単位（1年次に履修登録の上限について6単位増の措置を行っている場合、106単位）を超える場合には、特に履修上の過重な負担が生じていないか等に留意する。
- (2) 修了試験を実施している場合、その位置づけや性格を明確にするよう留意する。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

(1) 法令上の基準の遵守状況

課程修了に関連し、本法科大学院では、「学位授与の方針」により、以下のとおり修了認定に関する方針を定めている（資料2-16-1 [p. 36]）。

- ・法務研究科を修了し、「法務博士（専門職）」の学位を取得するためには、原則として専門職学位課程に3年以上在学することが必要である。
- ・法務研究科の教育理念に基礎づけられたカリキュラムに従い講義および演習等を受講し、所定の科目について102単位以上を修得するとともに、所定のGPAに達することが必要である。

この方針を踏まえ、「学則」第13条及び別表は、課程修了の要件として、3年以上の在学及び102単位の単位修得を定めている（資料2-16-2）。さらに、「履修細則」第3条第4項、別表2及び別表2の2は、「学則」の規定に加え、科目群・系別に定める修了要件単位数の修得及び「GPA」制度に基づく修了要件の充足が必要となることを定めている（資料2-16-3）。

科目群・系別の修了要件単位数については表5のとおりであり、2012年度以降入学生では、法律基本科目群64単位、実務基礎科目群14単位、基礎法学・隣接科目群6単位、展開・先端科目群18単位の修得を要件としている（表5）。

表5 科目群・系別の修了要件単位数

科目群・系	2012年度以降入学生	2011年度以前入学生
法律基本科目群	64単位	59単位
公法系	16単位	14単位
民事法系	34単位	33単位
刑事法系	14単位	12単位
実務基礎科目群	14単位	17単位
基礎法学・隣接科目群	6単位	6単位
展開・先端科目群	18単位	18単位
合 計	102単位	100単位

出典）資料2-16-4に基づき作成。

GPAによる修了認定基準については1.60である。GPA制度は、前回の認証評価時に採用していた「ポイント制」に替わる制度として、2010年度入学生から導入した制度である（資

料2-16-6)。この制度の導入は、当該制度の積極的な活用を提言する「2009年中教審報告」（資料2-16-5 [p. 19]）を踏まえて行った。

GPAの算出方法については、「履修細則」第7条第4項に定めるとおり、「履修登録を行った各授業科目のグレイドポイントに当該科目の単位数を掛け合わせた値の総和を総登録単位数で除して算出する」ことになっている（資料2-16-3）。グレイドポイントの換算方法については表6のとおりである。

表6 グレイドポイント換算表

評 価	点 数	グレイドポイント
S	90点～100点	4
A	80点～89点	3
B	70点～79点	2
C	60点～69点	1
D	0点～59点	0

出典) 資料2-16-3 (別表4)。

(2) 履修上の負担に対する配慮

履修上の負担について、本法科大学院は、前回の認証評価時の「改善報告書検討結果」により、「学生の履修上の負担への影響については、今後の検証及びその結果に基づいた一層の配慮が望まれる」（資料2-16-7 [p. 20]）との指摘を受けている。そのため、毎年度末に実施している「カリキュラム改革に関するアンケート」の結果を分析し、学生への影響について検証している。

このアンケートでは、「法科大学院で求められる学習量」について、「評価5（多すぎる）」ないし「評価1（少なすぎる）」の5段階での評価を求めている。したがって、2011年度に実施した「09カリキュラム」適用学生（修了要件100単位）に対する調査結果と、2012年度に実施した「12カリキュラム」適用学生（修了要件102単位）に対する調査結果を比較することにより、修了要件単位数の変更がもたらす履修上の負担感への影響を測定することが可能となる。

その結果は表7のとおりである。「09カリキュラム」適用学生の負担感の平均値は全体で3.65であったのに対し、「12カリキュラム」適用学生の負担感、むしろ低下し、3.18となった。また、学年・学期別の負担感では、「09カリキュラム」適用学生には「評価4（やや多い）」を上回る学年・学期があるのに対し、「12カリキュラム」適用学生については、「評価3（適正）」から「評価2（やや少ない）」にかけて分布している（表7）。

表7 カリキュラム改革に係る検証調査結果（2011・2012年度）

学年	コース	2011年度（「09カリキュラム」適用学生）		2012年度（「12カリキュラム」適用学生）	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
1	標準	3.00	3.71	3.60	3.50
2	標準	4.25	3.00	—	—
	既修	3.46	4.08	2.44	3.11
3	標準	3.52	4.12	—	—
合 計		3.65		3.18	

出典) 資料2-16-8 及び資料2-16-9 に基づき作成。

(3) 修了試験

修了試験については実施していないため、該当しない。

[点検・評価（長所と問題点）]

課程修了の要件に係る点検・評価については以下のとおりである。

法令上の基準の遵守に関して、在学期間については、「専門職」第23条の規定に合致している。修了要件単位数（102単位）については、「専門職」第23条が定める下限（93単位）を上回り、かつ、「法科院基準」が求める特に留意すべき水準（106単位）には達していない。GPAを活用した修了認定制度についても「2009年中教審報告」の提言に即している。

履修上の負担感については、「カリキュラム改革に関するアンケート」では、過重とはいえないという結果が明らかになった。したがって、現時点では、負担軽減のための更なる配慮措置を講じる必要性については認識していない。ただし、2012年度末のアンケート実施時点においては、「12カリキュラム」の導入から約1年しか経過しておらず、十分な検証ができていないことから、今後も検証を継続する必要がある。

〔将来への取り組み・まとめ〕

今後の取り組みとしては、教務委員会において、毎年度、履修上の負担感に関する検証を継続し、必要に応じて教育課程の改革にフィードバックする。

以上をまとめれば、履修上の負担については、経年変化を観察する必要があるものの、現時点では、おおむね適切に対応しているといえる。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-16-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】
- 資料2-16-2 「龍谷大学専門職大学院学則」2004 年 11 月 30 日設置認可【巻末リスト A003】
- 資料2-16-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定【巻末リスト A033】
- 資料2-16-4 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2012 年 1 月 25 日制定【巻末リスト A036】
- 資料2-16-5 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009 年 4 月【巻末リスト L004】
- 資料2-16-6 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2011 年 3 月 2 日制定【巻末リスト A035】
- 資料2-16-7 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013 年 3 月【巻末リスト J002】
- 資料2-16-8 龍谷大学法科大学院「2011 年度『カリキュラム改革に関する調査 集計結果』（2009～2011 年度入学生対象）」2012 年 1 月 25 日 教授会報告【巻末リスト C004】
- 資料2-16-9 龍谷大学法科大学院「2012 年度『カリキュラム改革に関する調査 集計結果』（2012 年度入学生対象）」2013 年 4 月 1 日 教授会報告【巻末リスト C006】

2-17 履修科目登録の上限（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

履修科目登録の上限について、「告示第53号」第7条は、「1年につき36単位を標準として定める」ことを求めている。また、「法科院基準」は、この規定の解釈指針として、以下の基準を示している。

- ・ 1 年次：36 単位に加えて法律基本科目に当たる科目 6 単位の総計 42 単位まで
- ・ 2 年次：36 単位まで
ただし、法学既修者として2年次に入学した者が、法学既修者認定に際して免除科目とならなかった法律基本科目にあたる科目を修得する場合には、これらの科目を最大6単位まで加え、42 単位まで
- ・ 3 年次：44 単位まで

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

履修科目登録の上限については、「履修細則」（資料2-17-1）第6条第1項及び第2項に定めており、入学年度別の設定状況については表 8のとおりである。上限については36

単位を標準としているものの、2012年度以降入学生については、1年次の上限を42単位としている（表 8）。その理由は、評価の視点2-1で記述したとおり、「12カリキュラム」での1年次配当法律基本科目の6単位増（資料2-17-2）に対応するためである。また、2012年度以降入学生の3年次での上限について、幅広い選択科目を履修できるよう、法学既修者以外についても44単位に変更している（表 8）。

他方で、集中講義科目で開講される科目並びに「法務研修」及び「法務演習」については、2011年度入学生までは年間登録制限の対象外としていた。しかし、2012年度以降入学生からは、「履修細則」の改正により、集中講義科目で開講される科目及び「法務研修」については、制限に含めている（資料2-17-3）。

これは、「2009年度認証評価結果」の「勧告」の第2項目として、これらの科目を対象外としている点は適切でない（資料2-17-4 [pp. 19-20]）との指摘を受けたためである。この変更により、2012年度以降入学生においては、随意科目（「法務演習」）のみが登録制限に含まれない科目となっている。ただし、評価の視点2-1で既述したとおり、2014年度入学生からは、すべての「法務演習」を廃止する予定である（資料2-17-5）。これに伴い、2013年度第22回教授会（2014. 2. 5開催）で、登録制限外の対象科目の設定に係る「履修細則」の改正についても承認済みである（資料2-17-6）。この改正により、2014年度入学生からは、年間登録制限単位数に含まれない科目はなくなる予定である（資料2-17-7）。

表 8 入学年次別年間登録制限単位数一覧

年次	2012 年度以降入学生	2011 年度以前入学生
1	42	36
2	36	36
3	44	36（法学既修者のみ 44）

注1）2011 年度以前入学生に関して、集中講義で開講される科目並びに「法務研修」及び「法務演習」については上記の制限単位数から除く。

注2）2012 年度以降入学生に関して、「法務演習」については上記の制限単位数に含めない。

出典）資料 2-17-3 に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

履修科目登録の上限については、「告示第53号」第7条の解釈指針を示す「法科院基準」が求める範囲内で設定していることから適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-17-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年4月4日制定【巻末リスト A033】
- 資料2-17-2 龍谷大学法科大学院「学則変更について（提案）」2012 年1月11日 教授会承認【巻末リスト C001】
- 資料2-17-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2012 年1月25日制定【巻末リスト A036】
- 資料2-17-4 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010 年3月【巻末リスト J001】
- 資料2-17-5 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2014（平成 26）年度専門職大学院学則変更の趣旨」2014 年1月8日 教授会承認【巻末リスト C009】
- 資料2-17-6 「2013 年度第 22 回（200 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2014 年2月5日開催【巻末リスト B013】
- 資料2-17-7 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2014 年2月5日制定【巻末リスト A037】

2-18 他の大学院で修得した単位等の認定（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

他の大学院で修得した単位の認定について、「専門職」第21条第1項は、以下のとおり取り扱うことを認めている。

法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第13条第1項の規定にかかわらず、30単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

また、他の大学院のうち、外国の大学院で修得した単位の認定について、「専門職」第21条第2項は、以下のとおり取り扱うことを認めている。

前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

他方で、「法科院基準」は、他の大学院で修得した単位等の認定を行うに当たり、「当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意」することを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の取扱いについては以下のとおりである。

（１）法令上の基準の遵守状況

法令上の基準の遵守状況については以下のとおりである。

他の大学院で修得した単位の認定について、「学則」第8条第1項は、「教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる」こと及び「本学大学院研究科の授業科目の履修についても、これに準ずる」ことを定めている。同条第2項は、前項の規定に基づき修得した単位について、「本学当該専門職大学院において修得したものとして認定することができる」ことを定めている。

外国の大学院で修得した単位の認定について、「学則」第9条は、「外国の大学院で学修すること（日本国内における通信教育を含む）を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる」ことを定めている。

他大学院で修得した科目の認定単位数について、「学則」第11条第2項は、①他大学院での履修科目、②留学による修得科目、③入学前の既修得科目及び④法学既修者認定科目を併せて30単位を超えないこととすることを定めている（資料2-18-1）。

（２）教育水準及び教育課程としての一体性の保持に対する配慮状況

教育水準及び教育課程としての一体性の保持に関連する規定については以下のとおりである。

他法科大学院での履修について、「履修細則」第8条第1項は、「大学間協議に基づき、他の法科大学院の授業を履修することができる」ことを定めている。その上で、同条第2項は、他の法科大学院の授業科目を履修することができる単位数について、年間4単位を上限とし、通常の履修登録による単位数と合わせて1年間に36単位を超えることはできな

いことを定めている。さらに同条第3項では、「第1項の規定により修得した単位のうち4単位を選択科目のうち所定の科目群の修了要件の単位に含めることができる」ことを定めている（資料2-18-2）。

このように、「履修細則」では、他法科大学院科目の履修について、教育水準及び教育課程としての一体性を保持できるよう、対象となる大学院の種別、事前の手續、上限単位数及び認定対象科目の分野等について、詳細に規定している。

なお、本法科大学院での年間登録制限単位数は、「履修細則」第6条第1項により、1年次では42単位、2年次では36単位、3年次では44単位が上限である（評価の視点2-17）。しかし、他大学院での履修を行う場合には、既述のとおり、同細則第8条第2項により、一律36単位に制限されることとなる。このように取扱いが異なる理由は、以下のとおりである。当初、本法科大学院の年間登録制限単位数については、全学年で36単位であったが、2012年度入学生から、1年次及び3年次について変更した。この際、合わせて他法科大学院履修の登録制限についても変更しておくべきところ、これがなされなかった。この点については、2013年度第22回教授会（2014.2.5開催）にて第8条第2項の改正を承認済みである（資料2-18-3）。この改正により、2014年度からは第6条第1項の単位数に統一される予定である（資料2-18-4）。

（3）単位認定の実績

本法科大学院が他法科大学院との間で大学間協議に基づく協定等を締結した実績はなく、他法科大学院での履修によって修得した科目の単位を認定した実績もない。今後、大学間協議を行う際には、本法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう留意の上、教授会で審議・決定する。学生が他法科大学院での履修によって単位を修得した場合には、学生からの申請を教務委員会で審査の上、教授会で審議・決定する。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

他の大学院で修得した単位等の認定状況に関する点検・評価については、以下のとおりである。

法令上の基準の遵守については、本法科大学院の修了要件単位数は102単位であるため、その2分の1の51単位が認定上限となる。これに対して他大学院で修得した科目の単位認定については、外国の大学院での履修科目、入学前の既修得科目及び法学既修者認定科目と合わせて30単位を上限としている。

教育水準及び教育課程としての一体性の保持については、他大学院での履修に当たり当該他大学院との事前協議を要件とし、その対象となる大学院を法科大学院に限っている。また、1年間に他大学院で履修できる単位数の上限を定め、選択科目に限り単位認定することになっている。

また、単位認定の申請があった場合の手續についてもあらかじめ定めている。

以上を総合すれば、「専門職」第21条第1項及び「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-18-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料2-18-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】

資料2-18-3 「2013年度第22回（200回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2014年2月5日開催【巻末リストB013】

資料2-18-4 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2014年2月5日制定【巻末リストA037】

2-19 入学前に修得した単位等の認定（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

入学前の既修得単位等の認定について、「専門職」第22条第1項は、「教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす」ことを認めている。この規定により修得したものとみなすことのできる単位数について、同条第2項は、編入学、転学等の場合を除き、第22条第1項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとするを求めている。

この点に関して本学では、「学則」第10条第1項で「本学又は他大学の大学院各研究科を修了又は退学し、本学専門職大学院に入学した者について教育上有益と認めるときは、既に当該の大学院で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学当該専門職大学院において修得したものと認定することができる」ことを定めている。また、入学前の既修得科目の認定単位数について、「学則」第11条第2項は、①他大学院での履修科目、②留学による修得科目、③入学前の既修得科目及び④法学既修者認定科目を併せて30単位を超えないこととするを定めている（資料2-19-1）。

「学則」第10条第1項に基づく単位認定を希望する学生は、「学業成績証明書」及び「認定を希望する科目のシラバス等」を添えて申請することになっている（資料2-19-2[p.3]）。

なお、前回の認証評価以降、すなわち2009年度から2013年度までの間に入学前に修得した科目の認定申請がなされた実績はない。申請があった場合には、提出書類に基づく審査を教務委員会で行い、教授会で審議・決定する。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学前に修得した単位等の認定については、他の大学院での履修科目、留学による修得科目及び法学既修者単位認定科目と合わせて30単位を上限としている。したがって、「専門職」第22条第1項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-19-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料2-19-2 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

2-20 在学期間の短縮（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

入学前の既修得単位認定者に対する在学期間の短縮について、「専門職」第24条は、「当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなす」ことを認めている。また、「法科院基準」は、在学期間の短縮を行う際には、適切な基準及び方法により、その認定を行うことを求めている。

この点に関して本学では、「学則」第13条第2項で、「入学前の既修得単位を認定された者又は法務研究科における法学既修者については、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる」ことを定めている（資料2-20-1）。このうち、入学前の既修得単位については、評価の視点2-19で既述したとおり、認定の実績はない。したがって、これが前提となる在学期間の短縮についても認定の実績はない。申請がなされた場合には、教務委員会での審査を行い、教授会で審議・決定する。審査では、単位認定を受けた科目でもって、2年次への進級要件を充足できるかどうかといった基準に基づき、検討することになる。

法学既修者認定に伴う在学期間の短縮については、評価の視点2-21で後述する。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学前の既修得単位認定者に対する在学期間の短縮については、1年を超えない範囲と定めていることから、「専門職」第24条の規定に照らして適切である。認定の基準及び方法についても「法科院基準」に照らして特に問題はないものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-20-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

2-21 法学既修者の課程修了の要件（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法学既修者の課程修了の要件について、「専門職」第25条は、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（括弧内省略）に関しては、第23条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなす」ことを認めている。

この点に関して本学は、法学既修者の在学期間の短縮について、「学則」第13条第2項で、1年を超えない範囲で短縮することができることを定めている（資料2-21-1）。これを受け、「履修細則」第9条の2は、「法学既修者については、入学時点において、既に法科大学院に1年間在学したものとみなし、入学初年度から2年次生として扱う」（資料2-21-2）ことを定めている。

次に、法学既修者の単位認定について、本学では、「学則」第10条第2項で、「法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、30単位を超えない範囲で、本学法務研究科において修得したものと認定することができる」ことを定めている（資料2-21-1）。この規定に基づき、本法科大学院では、「既修コース型入試」による入学生に対して、1年次配当の法律基本科目の一部（計30単位）を一括して単位認定している。その内訳は、「民法Ⅰ（民事基礎法）」（4単位）並びに「憲法Ⅰ（人権）」、「憲法Ⅱ（統治）」、「憲法Ⅲ（憲法訴訟）」、「民法Ⅱ（契約法）」、「民法Ⅲ（損害賠償法）」、「民法Ⅳ（物権法・不動産法）」、「民法Ⅴ（金融担保法）」、「民法Ⅵ（家族法）」、「刑法Ⅰ（総論1）」、「刑法Ⅱ（各論）」及び「刑法Ⅲ（総論2）」（各2単位・計26単位）並びに「会社法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」（各2単位）のうち、入試での選択科目に対応する2科目（計4単位）である（資料2-21-3 [p.3]）。

これらの取扱いにより、2年間での修了を可能としている。

なお、法学既修者に係る単位認定の詳細については、評価の視点4-9を参照されたい。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

在学期間の短縮については、1年を超えない範囲とし、単位認定についても30単位を超えない範囲としていることから、「専門職」第25条の規定に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-21-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料2-21-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】

資料2-21-3 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

2-22 履修指導の体制（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

履修指導の体制について、「法科院基準」は、法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた体制を整備し、効果的に行うことを求めている。ただし、入学前の学習指導（入学後のカリキュラム履修の円滑さを促進するガイダンスの程度を超えて、実質的には入学後のカリキュラムの一部として実施すべきものを前倒しして実施しているもの）を実施している場合、その実施規模や内容に留意することを求めている。

この点に関して本法科大学院が実施している履修指導の体制及び内容については以下のとおりである。

（１）入学予定者を対象とする履修指導

入学予定者を対象とする履修指導については、教務委員会が所管し、入試・広報委員会と連携して実施する体制を整備している。

実施内容としては、自主学習を支援するための入学前教育を提供している（資料2-22-1 [p. 3]）。この取り組みについては、2013年度（実施：2012年度）入試から実施しており、初年度の実施スケジュールは表 9のとおりである。

なお、入学前教育への出席は任意であり、出席者数については表 10のとおりである。

ア 前期日程（2012年8月25日及び26日実施）合格者を対象とする取り組み

法学既修者及び法学未修者の両方に共通する取り組みとして、到達目標を意識した準備学習の早期開始を促すため、2012年10月6日に「合格者の集い」を開催し、「共通到達目標」の配付・説明などを行った（資料2-22-2 [p. 8]）。また、同年12月15日には、科目別の学習方法や参考文献についてアドバイスするため、「学習ナビゲーター2013」を作成・送付した（資料2-22-3及び資料2-22-4）。

これらに加えて法学未修者に対しては、法律学を学ぶために必要となる基礎知識を修得させるため、「リーガルリテラシー講習会」を開講した。開講テーマは、「法情報入門」（2コマ）、「法律文章を読む」（3コマ）及び「法律文章を書く」（3コマ）の3テーマであり、2012年10月6日、20日及び11月3日の3日間にわたって開講した（資料2-22-1 [pp. 5-7] 及び資料2-22-5）。

イ 後期日程（2013年2月2日及び3日実施）合格者を対象とする取り組み

後期日程の合格者に対しては、2013年2月15日の合格発表後、直ちに「学習ナビゲーター2013」を送付し（資料2-22-6）、3月15日には「リーガルリテラシー講習会」を開講した。ただし、「リーガルリテラシー講習会」については、入学までの期間が短いことから、開講テーマ及び時間数を削減して開講した（資料2-22-7 [pp. 3-4]）。

なお、入学予定者に対する履修指導に関連し、中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会 法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループは、「入学が内定している者に対し、入学前ガイダンスの実施や入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励など事前準備に取り組んでいく必要がある」旨、提言している（資料2-22-8 [p. 12]）。

表 9 2013 年度入試での入学前教育実施スケジュール

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前期日程 入試	入試実施	合格発表	合格者の集い(共通)	学習ナビゲーター発送(共通)				
			リーガルリテラシー講習会(標準)					
後期日程 入試	2 月		合格発表	学習ナビゲーター発送(共通)			リーガルリテラシー講習会(標準)	

出典) 資料 2-22-1 [p. 4]、資料 2-22-4、資料 2-22-6、資料 2-22-7 [p. 3] 及び資料 2-22-9 [p. 4] に基づき作成。

表 10 入学予定者を対象とする履修指導出席状況一覧 (2013 入試年度)

名 称	開催 年月日	主たる対象	出席 者数	備考
合格者の集い	2012. 10. 6 (土)	前期入試の合格者で入学 手続 I を完了した者 (14 人)	12	
リーガルリテラシー講習会 第 1 回法情報入門	2012. 10. 6 (土)	前期・標準コース型入試 の合格者で入学手続 I を完了した者 (9 人)	11	出席者には既修コース型 入試合格者で出席を希望 した者 (5 人) を含む。
リーガルリテラシー講習会 第 2 回法律文章を読む	2012. 10. 20 (土)		4	
リーガルリテラシー講習会 第 3 回法律文章を書く	2012. 11. 3 (土)		6	出席者には既修コース型 入試合格者で出席を希望 した者 (4 人) を含む。
リーガルリテラシー講習会 後期・第 1 回法律文章を書く	2013. 3. 15 (金)	後期・標準コース型入試 の合格者で入学手続を 完了した者 (2 人)	2	出席者には前期・標準コース 型入試合格者で出席を希望 した者 (1 人) を含む。
リーガルリテラシー講習会 後期・第 2 回法律文章を書く	2013. 3. 15 (金)		1	

出典) 「2013 年度入学予定者を対象とする履修指導関連企画出欠一覧」(法科大学院教務課保管資料) に基づき作成。

(2) 新入生を対象とする履修指導

新入生を対象とする履修指導の所管は教務委員会である。その実施内容については以下のとおりである。教務委員会では、入学式から授業開始までの間に「新入生オリエンテーション期間」を設け(資料2-22-10)、コース(標準・既修)別の「履修ガイダンス」を開催している(資料2-22-11及び資料2-22-12)。さらに標準コース生に対しては、憲法、民法及び刑法の3科目について、「未修者のための導入教育」を開講している(資料2-22-13)。講師は各科目の授業担当者であり、各科目3コマずつの開講である。

(3) 在学生に対する履修指導

在学生に対する履修指導については、教務委員会が3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催している(資料2-22-14及び資料2-22-15)。その後、授業開始までの間には専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応している(評価の視点2-23)。

なお、「学修相談期間」は、9月の第1学期成績配付から第2学期授業開始までの期間にも設けている(評価の視点2-23)。

（４）「法科院基準」が求める留意事項についての対応

「リーガルリテラシー講習会」及び「未修者のための導入教育」では、いずれでも入学後のカリキュラムの一部として実施するべき内容を扱わないこととしている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

履修指導の体制に係る点検・評価については以下のとおりである。

入学予定者に対する履修指導については、入学前教育を提供し、そこでは、「法科院基準」が求めるとおり、入学後のカリキュラムの一部として実施するべきものを扱わないようにしている。また、この取り組みは、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会のワーキング・グループによる提言にも即している。

新入生に対する履修指導については、コース別に「履修ガイダンス」を開催しており、「未修者のための導入教育」についても開講している。

在学生に対する履修指導については、コース別の取り組みを行っていないものの、「学修相談期間」を設定し、個別指導の形式により、個々の学生に応じた相談・質問対応を行っている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-22-1 龍谷大学法科大学院「入学前教育プログラム 2013 入学予定者のみなさんへ」2012 年 9 月【巻末リスト C064】
- 資料2-22-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度前期入学試験『合格者の集い』」2012 年 10 月 6 日開催【巻末リスト C066】
- 資料2-22-3 龍谷大学法科大学院「学習ナビゲーター2013 入学までの時間を有意義に過ごすために」2012 年 12 月【巻末リスト C067】
- 資料2-22-4 『『学習ナビゲーター2013』の送付について』2012 年 12 月 15 日付け文書【巻末リスト C070】
- 資料2-22-5 龍谷大学法科大学院「リーガルリテラシーテキスト 2013」2012 年 9 月【巻末リスト C065】
- 資料2-22-6 「書類送付のご案内」2013 年 2 月 15 日付け文書【巻末リスト C071】
- 資料2-22-7 龍谷大学法科大学院「入学前教育プログラム 2013 入学予定者のみなさんへ【後期入試合格者用】」2013 年 2 月【巻末リスト C068】
- 資料2-22-8 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」2012 年 11 月【巻末リスト L005】
- 資料2-22-9 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月【巻末リスト E016】
- 資料2-22-10 龍谷大学法科大学院「2013 年度 法科大学院新学期のスケジュール」2013 年 3 月 12 日現在【巻末リスト C017】
- 資料2-22-11 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修ガイダンス [標準コース新入生]」2013 年 4 月 1 日開催【巻末リスト C020】
- 資料2-22-12 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修ガイダンス [既修コース新入生]」2013 年 4 月 1 日開催【巻末リスト C021】
- 資料2-22-13 龍谷大学法科大学院「2013 年度『未修者のための導入教育』レジュメ集」2013 年 3 月【巻末リスト C069】
- 資料2-22-14 龍谷大学法科大学院「法科大学院 履修ガイダンス資料（新 2 年次生）」2013 年 3 月 13 日開催【巻末リスト C018】
- 資料2-22-15 龍谷大学法科大学院「法科大学院 履修ガイダンス資料（新 3 年次生）」2013 年 3 月 13 日開催【巻末リスト C019】

2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

教員による学習相談について、「法科院基準」は、オフィスアワーの設定等によって、相談体制を整備するとともに、効果的な実施を求めている。

この点に関して、本法科大学院では、オフィスアワーに加え学修相談期間及び学習相談員制度の3種類の体制を整備し、それぞれについて、以下のとおり実施している。

ア オフィスアワー

オフィスアワーについては、学生の学習状況に合わせた個別指導を行い、授業内容についての確実な理解が得られるよう、専任教員全員が設けている（資料2-23-1 [p.15]）。その設定時間等の詳細については、掲示等によって学生に周知している（資料2-23-2及び資料2-23-3）。

ただし、2013年5月1日時点では、オフィスアワーの利用状況については把握していなかった。そのため、教務委員会で検討した結果、2013年12月実施分からは、全専任教員に、課外学習指導全般に係る「月報」の提出を求める方針を定め、2013年度第16回教授会（2013.11.13開催）の承認を得た（資料2-23-4及び資料2-23-5）。

イ 学修相談期間

学修相談期間については、各学期の成績配付から次学期の授業開始までの期間に全専任教員が設けている。学生は、この期間に各教員の研究室を自由に訪問し、新学期を迎えるに当たっての学習上の悩み等を教員に相談できるようにしている（資料2-23-6及び資料2-23-7）。

また、この期間には、4人の教務委員が分担し、成績不振者（原級留置、修了延期決定者又はこれらが見込まれる者等）に対する個別指導を行っている。対象学生数の推移は表11のとおりであり、毎学期10人程度が対象となっている（表11）。

成績不振者に対する面談実施の流れは以下のとおりである。対象者には、法科大学院教務課が面談の実施を通知する。通知を受けた学生は、あらかじめ成績不振の理由について、自己分析を行い、その結果を記入した「学修面談票」（資料2-23-8）を担当教務委員に提出する。担当教務委員は、学生と面談を行った上で、「学修面談票」に所感を追記し、法科大学院教務課に提出する。提出された「学修面談票」については集約の上、教務委員会で確認している。

表 11 成績不振者学習指導対象者数一覧（2012-2013 年度 [第1学期]）

年度	時期	1 年次生	2 年次生	3 年次生	合計
2012	第 1 学期終了時	7	2	2	11
	第 2 学期終了時	4	4	3	11
2013	第 1 学期終了時	3	3	5	11

出典）教務委員会資料（法科大学院教務課保管）に基づき作成。

ウ 学習相談員制度

学習相談員制度については、学生及び修了生一人ひとりに対して、より緊密な相談対応や学修支援を行うために導入している（資料2-23-1 [p.15]）。学習相談員の役割を担うのは、すべての専任教員であり、制度の対象はすべての在学生及び修了生である。

学習相談員制度の利用希望者は、指導を希望する教員を指名することになっており、指名については、法科大学院教務課で随時受け付けている。しかし、2011年度までは、学習相談員を指名する学生がほとんどいない状況が続いていた。

このような状況を踏まえ、教員との接点を維持しづらい修了生に向けた改善方策を講じることとした。具体的には、2012年度の研究生募集時から、出願書類に学習計画の記入欄及び学習相談員の指名欄を追加した（資料2-23-9及び資料2-23-10）。次に、2012年10月には、修了を控えた3年次生を対象とし、期間を定めて学習相談員を指名するよう、呼びかけを行った（資料2-23-11）。その上で、翌2013年度からは、学習計画に係る学習相談員の承認を受けることを研究生の出願要件とした（資料2-23-12）。さらに6月には、時期を早

めて3年次生に対する指名の呼びかけを行うこととし、2013年度第8回教授会（2013.6.19開催）の承認を得た（資料2-23-13）。また、併せて以下のとおり学習相談員の指導内容についても明確化した（資料2-23-14）。

1) 個別科目の指導

学生の得意科目の伸長と苦手科目の克服を図るため、担当科目における論述能力の向上や、基礎知識の徹底に関する自主ゼミ指導または個別指導等を行う。

2) その他の学習相談対応

種々の学習上の悩みについて、相談に応じ、アドバイスをを行う。また、担当科目以外の科目についての指導ニーズがある場合には、適宜、他の教員等への橋渡しを行う。

これらの取り組みにより、学習相談員制度の利用者数は、2013年度第1学期末の時点で、在学生が27人、修了生が97人となっている（資料2-23-15）。

なお、学習相談員の指導内容及び指導実績については把握できておらず、既述のとおり、「月報」（資料2-23-5）の提出を求めることによって改善を図っているところである。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教員による学習相談体制については、オフィスアワーの設定に加え、学修相談期間及び学習相談員制度を設けている。また、これらには、専任教員全員が対象となっていることから、適切に対応しているものと認識している。ただし、これらの取り組みでの相談内容の把握については、「月報」の提出等を通じて着手したところである。したがって、このような取り組みを通じ、これらの支援の効果を検証することが課題である。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みとしては、教務委員会において、「月報」等の内容を把握・検証し、必要に応じて改善策を検討する。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-23-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料2-23-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 前期 オフィスアワー開設時間」2013年2月27日 教授会報告【巻末リストC045】
- 資料2-23-3 龍谷大学法科大学院「2013年度 第2学期 オフィスアワー開設時間」2013年8月28日 教授会報告【巻末リストC051】
- 資料2-23-4 「2013年度第16回（194回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年11月13日開催【巻末リストB010】
- 資料2-23-5 龍谷大学法科大学院「課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）月報（様式）」2013年11月13日 教授会承認【巻末リストC055】
- 資料2-23-6 龍谷大学法科大学院「2013年度 前期開始前の学修相談日程表」2013年2月27日 教授会報告【巻末リストC046】
- 資料2-23-7 龍谷大学法科大学院「2013年度 第2学期授業開始前の学修相談日程表」2013年8月28日 教授会報告【巻末リストC052】
- 資料2-23-8 龍谷大学法科大学院「学修面談票（様式）」2013年8月28日 教授会承認【巻末リストC053】
- 資料2-23-9 龍谷大学法科大学院「2012年度から研究生願書の様式が変わります。」2012年1月27日付け掲示【巻末リストC085】
- 資料2-23-10 龍谷大学法科大学院「2013年度龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）研究生願書〔1年間・1学期(前期)用（様式）〕」2013年2月6日 教授会承認【巻末リストC088】
- 資料2-23-11 龍谷大学法科大学院「学習相談員を活用しましょう」2012年10月25日付け掲示【巻末リストC043】

- 資料2-23-12 龍谷大学法科大学院「2013年度から研究生出願時の手続きが変わります」2013年2月14日付け掲示【巻末リストC087】
- 資料2-23-13 「2013年度第8回(186回)法科大学院教授会議事録(一部抜粋)」2013年6月19日開催【巻末リストB006】
- 資料2-23-14 龍谷大学法科大学院「修了年次生対象学習相談員の指名受付について(提案)」2013年6月19日 教授会承認【巻末リストC047】
- 資料2-23-15 龍谷大学法科大学院「2013年度 学習相談員の配置状況一覧」2013年9月30日現在【巻末リストC048】

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施(レベルⅡ〇)

[現状の説明]

アカデミック・アドバイザーやTA等による相談体制について、「法科院基準」は、これらを整備の上、適切な学習支援を実施することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、アカデミック・アドバイザーに該当する制度として、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」に基づく「TS制度」を設けている(資料2-24-1)。また、TAについては、「ティーチング・アシスタント規程」に基づき体制を整備している(資料2-24-2)。さらに、ロー・ライブラリアンについても配置している。

これらのスタッフによる学習支援の現状については以下のとおりである。

(1) チュートリアル・スタッフ(TS)による学習支援

TSの体制について、2009年度の「点検・評価報告書」では、「将来への取り組み・まとめ」で、TSが不足気味であるという問題点を指摘し、適任者の発掘に取り組む旨を記述した。その後、TS制度の拡充に努めた結果、2013年度には在学者数56人に対して17人のTSを確保することができた。TSとしての採用対象者は原則として弁護士であり、本法科大学院の修了生を中心に採用している(資料2-24-3)。

TSによる学習支援の概念については図2のとおりである。授業の補充を通じ、「市民のために働く法律家」の養成に資することを目的とする体系的なプログラムを編成している。

プログラムを構成するゼミ・個別指導は、基礎力確認テスト、法文書作成力確認テスト、科目別ゼミ、論述演習ゼミ、メンター個別指導及びコーチング個別指導であり、それぞれの内容は以下のとおりである。

基礎力確認テストは、法律基本科目に関する基礎知識の定着度合いを測定するためのテストである。試験では正誤問題及び穴埋め問題等を使用しており、出題及び採点をTSが担当している(資料2-24-4 [p.6])。法文書作成力確認テストは、文書作成能力の養成を目的としており、論述式試験及び解説講義から構成している。TSは、出題、採点及び解説講義を担当している(資料2-24-4 [pp.7-8])。

なお、基礎力確認テスト、法文書作成力確認テストのいずれについても、メンター個別指導(後述)を通じて採点結果のフィードバックを行っている。

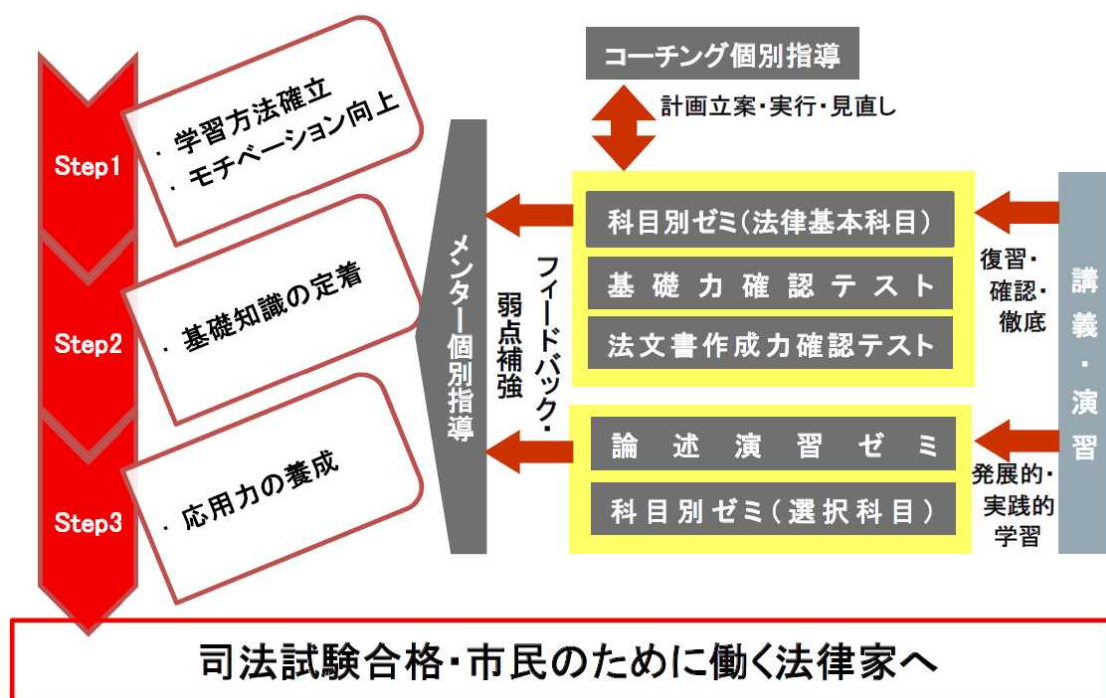


図 2 TS ゼミ開講概念図

出典) 資料2-24-4 [p. 4]。

科目別ゼミは、授業を補完し基礎知識の定着を目指すゼミである。第1学期には、1年次向けとしては、憲法、民法（民事基礎法）、民法（契約法）及び刑法に関する4クラスを開講している。2年次向けとしては、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する4クラスを開講している。3年次向けとしては労働法、倒産法及び租税法に関する3クラスを開講している（資料2-24-4 [pp. 17-23]）。

第2学期には、1年次向けとしては、憲法、民法（損害賠償法・物権法・不動産法）、民法（金融担保法・家族法）、刑法及び民事訴訟法に関する5クラスを開講している。2年次向けとしては、行政法に関する1クラスを開講している。3年次向けには労働法及び租税法に関する2クラスを開講している（資料2-24-5 [pp. 8-12]）。

論述演習ゼミは、事例問題の検討を通じて事例解析能力、法解釈・適応能力及び論述能力の養成を目的とするゼミである（資料2-24-4 [pp. 24-25]）。

メンターとは、学生にとって「良き指導者」、「良き理解者」あるいは「良き支援者」としての役割を果たす人物を意味する。本法科大学院では、自らも法科大学院を修了し、新司法試験に合格した体験を有するTSがメンターを務めている。メンターは、1週当たり45分の個別指導により、以下のような指導を行う（資料2-24-4 [pp. 9-16]）。

- ① 指導対象学生の弱点分析と克服方法のアドバイス
- ② 基礎力確認テストのフィードバック
- ③ 法文書作成力確認テストのフィードバック
- ④ 授業、科目別ゼミ及び論述演習ゼミ等のフォローアップ
- ⑤ ゼミ選択のアドバイス（受講しすぎによる「消化不良」の防止）
- ⑥ 学習上の質問・相談対応

コーチング個別指導は、知識獲得型のゼミとは異なり、目標達成のための計画立案、実施、見直しというプロセスを理解させることを目的としている。この個別指導では、担当

TSがコーチ役となり、勉強方法や、モチベーションアップの方法等を指導している（資料2-24-4 [pp. 26-27]）。

各ゼミ・個別指導の開講状況及び受講状況は、「2013年度 第1学期 TSゼミ・個別指導受講状況一覧」（資料2-24-6）のとおりである。TSによる指導の中核となる「メンター個別指導」に関しては、全学生の62.3%が受講し、出席率については98.1%となっている。

ゼミ・個別指導の状況については、「TS会議」によって把握している。この会議は、教務委員会の下、年次別に設置され、月1回程度の頻度で学生の学習状況の把握及びゼミ運営の改善のための意見交換等を行っている。各TSは、指導対象学生の年次に応じてひとつ又は複数のTS会議に所属することになっている。すべての会議には、1人又は2人の専任教員がスーパーバイザーとして参画し、TSへの助言等を行っている（資料2-24-4 [p. 4]）。

（2）ティーチング・アシスタント（TA）による学習支援

TAについては、専任教員の指示の下、授業に必要な資料収集及び学生からの質問取次ぎ等を行う教育補助員として配置している。TAの配置対象科目は、原則として法律基本科目及び実務基礎科目のうち、「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」である。TAを務める資格を持つのは授業担当者の推薦を受けた研究生である。2013年度第1学期には対象となる延べ26クラスのうち、22クラスに各1人を配置した（資料2-24-7）。第2学期には延べ28クラスのうち、24クラスに各1人を配置した。また、これに加えて展開・先端科目にも2人を配置した（資料2-24-8）。

TAの採用については以下の流れで行っている。TAの配置を希望する授業担当者は、研究生の中から候補者を決定し、教務委員会に推薦する。候補者の決定に当たっては、各授業担当者が希望者を公募し、応募者の中から選考することが基本になっている（資料2-24-9）。教務委員会では、各授業担当者から推薦のあった候補者を審査し、教授会で採用者を審議・決定する。

（3）ロー・ライブラリアンによる学習支援

学習に必要な法情報の収集に関する学生からの相談に対応するため、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンの役割を担う嘱託職員を配置している。当該職員は深草図書館分室に常駐し、修士（法学）の学位及び図書館司書の資格を生かした相談対応を行っている。また、学生の予習に役立てるため、夏期・春期の長期休暇ごとに発刊している「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』」の編集についても担当している（資料2-24-10）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

TS、TA及びロー・ライブラリアンによる相談体制の整備並びに学習支援の実施状況に係る点検・評価については以下のとおりである。

TS制度については、56人の在学者に対して17人のTSを配置し、様々な自主ゼミ指導及び個別指導を行っている。また、これらの各種指導については多くの学生に利用されている。TAについては、26の対象科目・クラスに22人のTAを配置し、授業の補助を行っている。ロー・ライブラリアンについては、専門知識を生かした相談対応及び情報発信を行っている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応しているものと認識している。

〔根拠・参照資料〕

資料2-24-1 「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」2005年2月10日制定【巻末リストA012】

資料2-24-2 「ティーチング・アシスタント規程」2004年7月8日制定【巻末リストA011】

資料2-24-3 龍谷大学法科大学院「2013年度 チュートリアル・スタッフ（TS）一覧」2013年6月18日現在【巻末リストC060】

資料2-24-4 龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド2013年度前期」2013年3月【巻末リストC058】

- 資料2-24-5 龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド2013年度第2学期」2013年9月【巻末リストC063】
- 資料2-24-6 龍谷大学法科大学院「2013年度 TSゼミ・個別指導受講状況一覧」2014年1月【巻末リストC062】
- 資料2-24-7 龍谷大学法科大学院「2013年度 第1学期 TA配置状況一覧」2013年5月1日現在【巻末リストC049】
- 資料2-24-8 龍谷大学法科大学院「2013年度 第2学期 TA配置状況一覧」2013年10月1日現在【巻末リストC054】
- 資料2-24-9 龍谷大学法科大学院「2013年度前期 法科大学院 TA推薦要項」2013年2月20日 教授会報告【巻末リストC044】
- 資料2-24-10 龍谷大学法科大学院「ローライブラリーだより」Vol.32（2013年夏休み号）2013年8月【巻末リストC050】

2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

正課外の学習支援について「法科院基準」は、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとならないことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、正課外の学習支援に該当する指導として、専任教員によるオフィスアワー及び学習相談員制度に基づく指導（評価の視点2-23）並びにTSによるゼミ・個別指導（評価の視点2-24）等を実施している。本法科大学院では、評価の視点2-5で既述したとおり、受験指導を行わないことを明文化した「論述指導ガイドライン」を制定しており、これを正課外の学習支援にも適用することにより、あるべき教育理念から離反しないようにしている。

したがって、課外学習指導では、必要に応じて司法試験の過去問題を使用することもあるが、基礎的知識の確認並びに法的思考力、事実認定能力及び法的文章作成力等を高めるための素材としての使用に限っている。

さらに、具体的な状況については以下のとおりである。

（１）専任教員による指導

専任教員に対する「論述指導ガイドライン」の周知については、評価の視点2-5で既述したとおり、毎年度のシラバス作成の依頼時に行っている。また、指導内容については、評価の視点2-23で既述したとおり、「月報」の提出を求めることで把握に努めている。

（２）TSによる指導

TSに対する「論述指導ガイドライン」の周知については、毎年度の雇用契約の締結時に、いわゆる「受験指導」を行わないよう注意喚起する文書とともに、当該ガイドラインを送付することによって行っている（資料2-25-1 [p.2]）。

さらに、学生に対しても、TS制度を誤った方法で利用しないよう、新入生に対する「履修ガイダンス」での説明（資料2-25-2 [p.5]）及びゼミ生募集の際の「TSゼミガイド」への注意書きの記載（資料2-25-3 [p.5]）等により、注意喚起を行っている。

TSによる指導内容については、以下のとおりである。

「法科院基準」は、いわゆる「受験指導」の具体例として、正課に影響を及ぼすほどの実施内容及び規模に当たる弁護士ゼミ、答案練習会等、また、それらに法科大学院の教員の関与や組織的な関与が見られるものを挙げ、これらに該当する指導が行われないよう留意するよう求めている。

この点に関して本法科大学院では、TSによるゼミ・個別指導については、学習支援の充実という観点から拡充を図っている。しかし、それが正課に影響を及ぼすことのないよう、受講するゼミの選択に当たっては、メンター役のTSにアドバイスを仰ぐよう指導している（資料2-25-3 [p.17]）。メンターを務めるTSは自らも法科大学院での教育を受けて司法試

験に合格した経験を有することから、効果的な課外学習支援の活用方法について、実体験に基づく知見を有している。また、日々の指導を通じて学生の学習状況についても把握している。さらに、TS 会議への出席を通じて他のゼミの状況についても把握している。これらを踏まえ、メンターは、適切なアドバイスを行うことになっている。

その一方で、TS による指導内容については、TS 会議の際にスーパーバイザー（専任教員）がチェックしている（資料 2-25-3 [p. 4]）。さらに、TS 相互によるゼミ参観で用いるコメントシートには、「法科大学院教育の趣旨に沿った授業運営が行われているか」という項目を設け、TS 同士でも確認し合っている（資料 2-25-4）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

正課外の学習支援での指導方法に係る点検・評価については以下のとおりである。

法科大学院制度の理念を踏まえた課外学習支援の実施については、「論述指導ガイドライン」を課外学習支援にも適用することで担保している。その周知については、専任教員、TSのいずれについても年度ごとに確認を求めており、学生にも注意喚起を行っている。

指導内容に関して、専任教員については、「月報」等によって把握に努めている。TS によるゼミ・個別指導については、これらが正課に影響を及ぼさないよう、メンター役のTSが学生に対してゼミ選択等に関する助言を行っている。また、指導内容についてはTS会議でスーパーバイザー役の専任教員がチェックしており、ゼミ参観等を通じてTS同士でも確認し合っている。

他方で、「法科院基準」は、弁護士ゼミ等への法科大学院教員の関与を「過度な受験対策」の例に挙げているが、TS会議での専任教員の関与については、受験対策を目的とするものではない。したがって、問題はないものと認識している。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして過度な司法試験受験対策への偏重はないといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-25-1 龍谷大学法科大学院「TS 業務について」2013 年 2 月【巻末リスト C056】

資料2-25-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度 TS 制度に関する説明会資料〔標準コース新入生〕」2013 年 4 月 6 日開催【巻末リスト C059】

資料2-25-3 龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド 2013 年度前期」2013 年 3 月【巻末リスト C058】

資料2-25-4 龍谷大学法科大学院「TSゼミ参観結果コメントシート（様式）」2013 年 6 月【巻末リスト C061】

2-26 授業計画等の明示（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

授業計画等の明示に関連し、「専門職」第10条第1項は、「学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示する」ことを求めている。また、「法科院基準」は、法令上の基準の遵守に加え、明示する授業内容、方法及び計画が、「基本的素養の水準」を踏まえたものであることを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（1）法令上の基準の遵守状況

授業計画等の明示について、本法科大学院では、授業概要及び授業計画を記載した「シラバス」を作成し、公開している（資料2-26-1）。

ただし、「2009年度認証評価結果」では、「授業計画の明示を徹底されたい」（資料2-26-2 [p. 20]）との勧告を受けている。さらに、2013年3月の「改善報告書検討結果」でも、以下の問題点の指摘を受けている（資料2-26-3 [p. 7]）。

「講義概要」の部分においては、項目立てが全科目にほぼ共通していることが認められる。

しかし、「授業計画」の表の方は、「学習内容」だけは共通であるが、「キーワード」「学習上の留意点」「詳細」の項目の有無が統一されておらず、同じ1年次以上の法律基本科目の中でも統一性に欠け、改善が不十分であるといわざるをえない。また、記述量についても一定ではなく、学生が予習するに際して十分な記述とはいいいがたい科目も存在する。

この指摘への対応状況については、以下のとおりである。

2012年度までのシラバスでは、項目及び授業担当者の入力区分を表12のとおり設定していた。このうち、入力区分については、必須項目と任意項目とがあった（表12）ため、科目によって項目立てに差が生じることとなっていた。

表 12 2012年度までのシラバスの項目及び入力区分一覧

授業概要		授業計画	
項 目	入力区分	項 目	入力区分
サブタイトル	任意	回数	必須
講義概要	必須	学修内容	必須
到達目標	任意	キーワード	任意
講義方法	必須	学修目標	任意
系統的履修	必須	詳細	任意
成績評価の方法	必須		
テキスト	必須		
参考文献	必須		
オフィスアワー、教員との連絡方法	必須		
履修上の注意・担当者からの一言	任意		
参考 URL	任意		
資料（ファイル添付機能）	任意		

出典）龍谷大学情報メディアセンター資料に基づき作成。

再度の指摘を踏まえ、2013年度版のシラバスからは、改めて授業計画の統一を図った。ただし、「改善報告書検討結果」の受信時期（2013年3月中旬）との関係上、統一の対象は、法律基本科目の講義科目に限ることとした。その具体的な内容については以下のとおりである。まず、シラバスの入力区分について、「授業計画」の全項目を必須項目に変更した。次に、対象科目の担当者全員に対し、2012年度第22回教授会（2013. 3. 13開催）で、シラバスの表記をそろえるよう要請した（資料2-26-4）。これらの取り組みの結果、2013年度版シラバスでは、法律基本科目のうちすべての講義科目で項目の統一を実現させた（資料2-26-1）。

（2）「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示

「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示については以下のように対応している。2012年度版及び2013年度版のシラバス作成時には、共通的到達目標の公表を踏まえ、原稿作成を依頼する際には、以下の事項に留意するよう、文書で要請した（資料2-26-5）。

- 1) 「共通到達目標」は、ミニマム・スタンダードであること。
- 2) 「共通到達目標」で掲げられた内容のうち、授業で直接、言及できない内容については、シラバスで、①自学自習、②授業レジュメ・資料での補完、③他の授業科目（必修科目）による学修等に言及すべきこと。

さらに、2014年度版のシラバスについては、授業計画の明示に係る認証評価での指摘及び「龍谷版到達目標（階層4）」（評価の視点2-1）の検討を踏まえ、「学生が、到達目標を意識した上で、自発的に学修し、授業の理解を深めることで、修了生の質の保証を図る一助となるよう、シラバスの掲載項目を見直すとともに統一化する」（資料2-26-6 [p. 1]）ことにした。具体的には、細分化されていた項目を整理し、到達目標を重視する構成とした。各回の授業計画には、自学自習についてのアドバイスを記載するようにした（資料2-26-6 [p. 2]）。また、原稿作成の依頼時には、手引書を配付し、新たなシラバスの趣旨を周知するとともに、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「龍谷版到達目標」との整合性を意識するよう要請した（資料2-26-7 [pp. 1-4]）。

2014年度のシラバスについては、「2014年度版シラバス」（資料2-26-8）を参照されたい。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

授業計画等の明示についての点検・評価は以下のとおりである。

法令上の基準の遵守については、貴協会から2度の問題点の指摘を受けたものの、2013年度から2014年度版にかけて、項目の見直しや手引書の作成を通じた抜本的な改善に取り組んでいる。「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示については、2012年度版及び2013年度版のシラバスについては、「共通到達目標」を反映させたものを作成している。さらに、2014年度版では、「龍谷版到達目標（階層4）」の反映に取り組んでいる。

以上を総合すれば、2013年度の時点では、「専門職」第10条第1項及び「法科院基準」に照らして、改善すべき課題が残っていたものの、2014年度版のシラバスでは対応が完了している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-26-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】
- 資料2-26-2 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リストJ001】
- 資料2-26-3 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】
- 資料2-26-4 「2012年度第22回（178回）法科大学院教授会議事録」（一部抜粋）2013年3月13日開催【巻末リストB003】
- 資料2-26-5 「2012年度新カリキュラム・シラバス作成に関連してのお願い」2012年12月22日付け文書【巻末リストC035】
- 資料2-26-6 龍谷大学法科大学院「2014年度版シラバスの作成に向けた掲載項目の見直しと統一化について」2013年6月5日 教授会承認【巻末リストC032】
- 資料2-26-7 龍谷大学法科大学院「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月【巻末リストC033】
- 資料2-26-8 龍谷大学法科大学院「2014年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-2】

2-27 シラバスにしたがった適切な授業の実施（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

授業計画等の明示に関連し、「法科院基準」は、授業がシラバスにしたがって適切に実施されていることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、シラバスにしたがった授業が行われるよう、成績評価に係るシラバス記載内容を変更する際には、教務委員会の承認を必要とする取扱いを設

けている（資料2-27-1）。また、2014年度版のシラバス作成時から、原稿依頼時の手引書に、シラバスは、「教員と学生の契約」と位置付けられることもある旨を記載し（資料2-27-2 [p. 1]）、授業担当者への周知を図っている。

他方で、2013年度までは、組織的な実態把握に取り組んでいなかった。そのため、検証の手段としては、「授業アンケート」（評価の視点2-42）での「あなたはシラバスにかかれた内容を十分に習得したと思いますか」という設問又は「この授業に対する要望がありますか（授業の進め方についての要望など）」等の設問（資料2-27-3 [p. 86]）に対する回答などを基に評価するしかなかった。

このような状況を踏まえ、2013年度第1学期実施分からは、「授業アンケート」の設問の見直しを図ることとした。具体的には、2013年度第9回教授会（2013. 7. 3開催）の議により、「この授業は、おおむね、シラバスに対応して進められたと思いますか」という設問を追加した（資料2-27-3 [p. 115] 及び資料2-27-4）。この問いに対する回答の集計結果は表 13 のとおりである。2013年度第1学期では「評価3」以上の肯定的評価が92. 7%を占め、平均値は3. 49となった。第2学期では肯定的評価が88. 9%を占め、平均値は3. 43となった（表 13）。

表 13 シラバスにしたがった授業実施に係る学生評価（2013 年度）

評 価	第 1 学期	第 2 学期
4 そう思う	221 (53. 6%)	187 (53. 1%)
3 まあそう思う	161 (39. 1%)	126 (35. 8%)
2 あまりそう思わない	13 (3. 2%)	12 (3. 4%)
1 そう思わない	6 (1. 5%)	14 (4. 0%)
分からない	10 (2. 4%)	10 (2. 8%)
空欄	1 (0. 2%)	3 (0. 9%)
合 計	412	352
平 均	3. 49	3. 43

出典）資料 2-27-3 [p. 105, p. 130] に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

シラバスにしたがった授業の実施については、2013年度までは、実態把握が十分になされておらず、適否を判断しがたい状況にあった。しかし、2013年度第1学期実施分から、「授業アンケート」の設問を見直した結果、9割前後の学生が肯定的な評価をしていることが判明した。したがって、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-27-1 龍谷大学法科大学院「成績評価の基準と方法について」2012 年 12 月【巻末リスト C022】
- 資料2-27-2 龍谷大学法科大学院「2014 年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014 年 1 月【巻末リスト C033】
- 資料2-27-3 龍谷大学法科大学院『授業アンケート』集計結果集 [2012-2013 年度] 2014 年 3 月【巻末リスト C076】
- 資料2-27-4 「2013 年度第 9 回 (187 回) 法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 7 月 3 日開催【巻末リスト B007】

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法曹養成のための実践的な教育方法の実施について、「法科院基準」は、双方向・多方向型の討論若しくは質疑応答等を取り入れ、これらを適切に実施することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」で、「ソクラテスメソッドやプロブレムメソッドなどの教授法を駆使し、双方向・多方向型の授業により、学生の自発的学習態度を引き出すとともに、課題解決力を育成することに留意した授業運営を行う」ことを掲げている（資料2-28-1 [p.37]）。

しかし、「2009年度認証評価結果」では、問題点の第5項目として、「すべての科目につき双方向ないし多方向の討論を重視する法科大学院教育の考え方にに基づき、1年次の講義科目についても双方向性・多方向性をより一層確保することが望まれる」（資料2-8-2 [p.19]）との指摘を受けた。

この指摘に対しては、定員削減による双方向・多方向授業に適した環境整備を行う一方、FD活動を通じた改善に努め、その成果を2012年7月に「改善報告書」に取りまとめて提出した。その結果、2013年3月の貴協会による「改善報告書検討結果」では、「改善への積極的な取組みがなされているものと判断される」との評価を受けた。ただし、その一方で、「『授業アンケート』によれば、実際に双方向・多方向授業が実施されており、概ね好評であることが認められるが、他方においては、いわゆる講義形式による授業を望む声も一部に見られることから、今後は、こうした学生の声も考慮して、双方向・多方向形式の取り入れ方やその割合等についても、さらなる検討や工夫が望まれる」との指摘も受けた（資料2-28-3 [p.24]）。

この間、本法科大学院では、貴協会で「改善報告書」の検討が行われている間にも並行して改善に向けた努力を継続しており、2012年度第2回FD全体会（2012.7.25開催）では、更なる改善の方向性として、以下の3項目を提案した（資料2-28-4）。

- (1) シラバスの「講義方法」欄に双方向性・多方向性の確保に関する記述をすることを申し合わせられないか。
- (2) 「授業参観シート」や、「授業アンケート」の設問を見直し、双方向・多方向性の確保についての設問を設けてはどうか。
- (3) 「双方向・多方向性の確保にかかる現状について」をFDにおけるルーティン議題として位置付けてはどうか。

上記の提案は、「2009年中教審報告」による「同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向・多方向型の授業方法を基本としつつ、講義形式の授業方法をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の一層の工夫が必要である」（資料2-28-5 [p.15]）という提言をも踏まえたものであり、単に双方向・多方向型の授業を導入するだけではなく、更なる授業改善に向けた継続的な取り組みを行おうとするものである。それに対して、「FD全体会」での討議結果は、各教員の改善努力を相互に共有することで一致した（資料2-28-6 [p.47]）。

この合意を踏まえたその後の検討により、上記の提案のうち、(1)については、2014年度版のシラバス作成時から、原稿依頼時の手引書の配付を通じて対応した。すなわち、この手引書には、「授業方法」の説明として、「法科大学院での授業では、ソクラテスメソッド又はプロブレムメソッドなどの教授法を駆使することになっています」（資料2-28-7 [p.3]）との文言を記載し、更なる周知を図った。

他方で、(2)及び(3)については、2012年度第4回FD全体会（2012.11.28開催）で、「FD活動の取り組み成果についての授業改善へのフィードバック」をテーマに討議した結果、「授業アンケート」（評価の視点2-42）及び「教員相互による授業参観」（評価の視点2-39）に双方向型授業についての項目を組み入れることで対応することになった（資料2-28-6 [p.49]）。これらの取り組みの詳細については、以下のとおりである。

(1) 「授業アンケート」を通じた改善の取り組み

「授業アンケート」を通じた改善の取り組みとしては、2012 年度第 2 学期実施分から、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問いを設けて学生による評価を調査している（資料 2-28-8 [p. 86]）。

その結果は表 14 のとおりである。2012 年度第 2 学期実施分では、「評価 3」以上の肯定的評価が全体の 87.0%を占め、平均値は 3.35 となった。2013 年度第 1 学期実施分では肯定的評価が 91.2%を占め、平均値は 3.43 となった。同年度第 2 学期実施分では肯定的評価が 92.3%を占め、平均値は 3.49 となった（表 14）。

表 14 双方向・多方向型の授業実施に係る学生評価（2012 年度第 2 学期・2013 年度）

評 価	2012 年度第 2 学期	2013 年度第 1 学期	2013 年度第 2 学期
4 そう思う	232 (54.8%)	216 (52.4%)	205 (58.2%)
3 まあそう思う	136 (32.2%)	160 (38.8%)	120 (34.1%)
2 あまりそう思わない	35 (8.3%)	28 (6.8%)	11 (3.1%)
1 そう思わない	11 (2.6%)	6 (1.5%)	12 (3.4%)
分からない	5 (1.2%)	1 (0.2%)	1 (0.3%)
空欄	4 (0.9%)	1 (0.2%)	3 (0.9%)
合計	423	412	352
平均	3.35	3.43	3.49

出典) 資料 2-28-8 [p. 74, 104, 129] に基づき作成。

(2) 「教員相互による授業参観」を通じた改善の取り組み

「教員相互による授業参観」については、2012年度第 2 学期実施分から、「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを追加し（資料2-28-9 [p. 21]）、教員による相互評価を行っている。また、授業参観の実施後には、「FD全体会」（評価の視点2-39）でその結果についての討議を行っている。特に、2012年度第 5 回FD全体会（2013. 2. 7開催）では、双方向・多方向型授業の実施を主な討議テーマに取り上げ、この方法を積極的に取り入れている授業を録画・視聴の上で、討議を行った（資料2-28-6 [pp. 49-50]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

法曹養成のための実践的な教育方法の実施についての点検・評価については以下のとおりである。

双方向・多方向型の授業の実施については、「教育課程編成・実施の方針」でこのような授業方法の活用を掲げ、「シラバス作成の手引」で周知している。実際の活用状況については、「授業アンケート」の結果が示すとおり、9 割前後の学生が肯定的に評価していることから問題はないといえる。

また、双方向・多方向型授業といわゆる講義形式の授業とのバランスに係る検討・工夫については、「教員相互による授業参観」を通じて継続的な研究・研修に取り組んでいる。このような取り組みは、「2009年中教審報告」の提言に即しており、「改善報告書検討結果」の指摘にこたえる取り組みであると評価できる。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料2-28-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

資料2-28-2 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010 年 3 月【巻末リスト J001】

- 資料2-28-3 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】
- 資料2-28-4 龍谷大学法科大学院「認証評価にかかる指摘事項・改善結果一覧（FDに関連する事項のみ抜粋）」（2012年度第2回FD全体会〔2012.7.25開催〕資料）【巻末リストJ006】
- 資料2-28-5 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月【巻末リストL004】
- 資料2-28-6 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院 2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】
- 資料2-28-7 龍谷大学法科大学院「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月【巻末リストC033】
- 資料2-28-8 龍谷大学法科大学院『授業アンケート』集計結果集〔2012-2013年度〕2014年3月【巻末リストC076】
- 資料2-28-9 龍谷大学法科大学院「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集〔2012-2013年度〕」2014年3月【巻末リストC081】

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

授業方法の過度な司法試験対策への偏重について「法科院基準」は、過度な司法試験受験対策に該当するものとして、「授業内容との連続性・体系性を欠いた論述指導ないし短答式問題を活用した指導に偏するもの」を例示し、留意を求めている。

この点に関して本法科大学院では、評価の視点2-5で既述したとおり、「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化している。このガイドインでは、授業方法についても言及しており、以下に例示するような授業方法については、用いないことを定めている（資料2-29-1）。

- ・ 授業において行われる論述指導のうち、当該授業内容との連続性・体系性を欠く指導。
- ・ 授業そのものの時間配分が過度に論述訓練に偏し、双方向的・多方向的な授業を通じて創造的に考えさせる能力の育成をおろそかにする指導。
- ・ 知識の暗記型教育に偏する指導。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

授業方法については、「論述指導ガイドライン」により、過度な司法試験受験対策に偏しないよう、対策を講じていることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-29-1 「論述指導等に関するガイドライン」2009年10月14日 教授会承認【巻末リストA039】

2-30 少人数教育の実施状況（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

少人数教育の実施について、「告示第53号」第6条第1項は、「一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」で、「少人数教育の充実により、法律に関する基本知識の定着と論理的思考力の涵養を徹底するとともに、段階的・系統的な専門的な法律知識の修得をはかる」ことを掲げており（資料2-30-1[p. 37]）、その実現のために入学定員を25人としている（資料2-30-2〔表13〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

少人数教育の実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「少人数教育の充実」を掲げ、その実現のために入学定員を25人に設定していることから、「告示第53号」第6条第1項に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-30-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

資料2-30-2 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

2-31 各法律基本科目における学生数の適切な設定（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法律基本科目での学生数の設定について、「告示第53号」第6条第2項は、「法律基本科目の授業については、50人を標準として行う」ことを求めている。

この点に関して、本法科大学院が開設する法律基本科目1科目あたりの学生数の現状については、以下のとおりである。

（1）講義科目

講義科目の適正学生数については、募集定員が25人である（資料2-31-1〔p.4〕）ことから、原則として25人に設定している（資料2-31-2〔表4〕）。ただし、既修コースの募集枠が12人程度である（資料2-31-1〔p.4〕）ことを踏まえ、同コース生が履修を免除される法学既修者認定の対象科目（選択認定科目を除く）については13人に設定している（資料2-31-2〔表4〕）。

2013年度の登録学生数については、最も多い「民事訴訟法Ⅱ」で21人である（資料2-31-2〔表4〕）。

（2）演習科目

演習科目では、科目内容に応じて2又は3クラスに分割してクラス編成を行っていることから、適正学生数については、8から9人程度又は12から13人程度に設定している（資料2-31-2〔表4〕）。

2013年度の登録学生数については、最も多い「公法総合演習b」で17人である（資料2-31-2〔表4〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法律基本科目での学生の設定については、適正学生数、登録学生数ともに法令上の標準学生数を超過していないことから、「告示第53号」第6条第2項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-31-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

資料2-31-2 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

2-32 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定（レベルⅠ○）

〔現状の説明〕

個別的指導が必要な科目の学生数に関し、「法科院基準」は、リーガル・クリニック及びエクスターン等では、それにふさわしい学生数を設定することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

「法務研修」の一環として実施するエクスターンでは、実習先1か所につき学生1人とするを原則としている。前回の認証評価以降の実績については「2009-2013年度『法務研修』実習先別受入人数一覧」（資料2-32-1）のとおりである。2009年度及び2010年度には例外的に2人を受け入れた実習先があったものの、2011年度以降は原則どおり運用している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

エクスターンでの学生数の設定については、実習先1か所につき1人とするを原則としていることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-32-1 龍谷大学法科大学院「2009-2013年度『法務研修』実習先別受入人数一覧」2014年3月3日現在【巻末リストC042】

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

成績評価及び修了認定に関して「専門職」第10条第2項は、「学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示する」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

（1）成績評価の基準及び方法の明示

成績評価の基準及び方法については、①各科目の単位数に相当する量の学修成果について、原則として100点満点法によって評価し、60点以上を合格とすること、②評価方法は、「定期試験」及び「課題研究レポート」など4種類の方法のうち2種類以上を組み合わせで行うこと、などを「成績評価の仕組み」として「履修要項」に明示している（資料2-33-1 [p. 9]）。また、各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に明示している。

なお、成績分布割合の設定等については、「成績評価ガイドライン」（資料2-33-2）を定めているが、このガイドラインは、「専門職」が求める明示の対象に必ずしも該当しないとの認識から、2013年5月1日時点では内部資料として扱っている。

（2）単位認定の基準及び方法の明示

単位認定の基準及び方法に関し、「学則」（資料2-33-3）第12条は、「授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える」ことを定めている。この規定を踏まえて「履修要項」では、「単位認定の要件」として、①有効な履修登録を行っていること、②授業に出席し、履修に必要な学修をしていること、③成績評価で合格評価を受けていること、という3つの要件をすべて充足すべきことを掲載している（資料2-33-1 [p. 3]）。

(3) 課程修了の基準及び方法の明示

課程修了の基準及び方法については評価の視点2-16で既述したとおりであり、その内容については「履修要項」に掲載している（資料2-33-1 [p. 12]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

成績評価の基準及び方法の明示については、履修要項及びシラバスに掲載していることから、「専門職」第10条第2項に照らしておおむね適切に対応している。ただし、成績評価での客観性を確保するという観点からは、「成績評価ガイドライン」についても学生に明示することが望ましいといえる。

単位認定及び課程修了の基準及び方法については、「履修要項」に明示していることから適切である。

[将来への取り組み・まとめ]

将来への取り組みに関して、成績評価の基準及び方法の明示については、評価の視点2-34で後述するとおり、2014年度から「成績評価ガイドライン」を履修要項に掲載する。この取り組みについては教務委員会が所管する。

[根拠・参照資料]

資料2-33-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

資料2-33-2 龍谷大学法科大学院「成績評価の基準と方法について」2012年12月【巻末リストC022】

資料2-33-3 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施（レベルⅠ◎）

[現状の説明]

成績評価及び修了認定に関して「専門職」第10条第2項は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してのあらかじめ明示した基準にしたがって適切に行うことを求めている。

この規定を踏まえて「法科院基準」は、「学生が授業に相当回数出席していることを前提に単位を付与する」ことを求めている。また、「出席していること自体を加点事由としない」ことに留意するようにも求めている。他方で、成績分布割合の設定については、「あらかじめ学生に対して明示した基準に照らして、“A”ないし“優”相当の評価を受ける者の数が多すぎないか、一方で“不可”となる者の数が少なすぎないか等の点に留意する」ことを求めている。また、段階分けを細かくすることによる成績評価又は GPA 値の引き上げ操作の有無にも留意することを求めている。

これらに関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

(1) 成績評価及び単位認定の実施状況

ア 成績評価での出席の取扱い

成績評価での出席の取扱いについて、定期試験では、原則として3分の2以上の出席がなければ受験資格を認めないこととしている（資料2-34-1 [p. 10]）。また、出席していること自体を加点事由としないこととし、授業担当者には、シラバスの原稿作成依頼時に文書で周知している（資料2-34-2）。

イ 成績分布割合の設定

成績分布割合の設定については、「成績評価ガイドライン」（資料2-34-2）で定めており、その内容については以下のとおりである。

① 標準的な講義科目について

可否の判定は絶対評価で行い、合格者について多段階評価を相対評価で行う。
相対評価による区分の分布についてはおおむね以下のとおりとする。

90 点—100 点⇒S = 4 ポイント←10%
80 点— 89 点⇒A = 3 ポイント←20%
70 点— 79 点⇒B = 2 ポイント←40%
60 点— 69 点⇒C = 1 ポイント←30%
59 点— 0 点⇒D = 0 ポイント

② 受講者数が少ない講義科目について（20 名未満）

多段階評価を絶対評価で行う。

③ 演習について

平常点で評価する場合、原則としていずれかの方法・基準をもって多段階評価を行う。

- ・ A方式：演習への全出席、演習で割り当てられた課題、小レポートの提出などをすべて履行し、それらの内容が教員の期待した水準である場合にAとし、これを標準として絶対評価を行う。
- ・ B方式：演習への出席、演習への取組み、演習で割り当てられた課題・小レポートなどにつきその区分ごとに絶対評価で評点をつけ、評価はそれらの総合点でもって行う。
- * その他の方法・基準でもって評価を行う場合にはそれを客観化しておくものとする。

上記のように、本法科大学院では、各科目で設定する到達目標への達成度を評価するという観点から、絶対評価による多段階評価を基本としている。他方で、「標準的な講義科目（受講者数20人以上）」では、合格者については相対評価を行い、評価の明確化を図っている。受講者数によって異なる基準を設けている理由は、受講者数の増加にしたがって、その成績分布は正規分布に近づくと言われているためである。

2012年度から2013年度までの各評価の割合については表 15のとおりである。2012年度の第1学期では、合格評価の割合が92.9%であり、不合格評価の割合は7.1%であった。同年度の第2学期では合格が94.5%、不合格が5.5%であった（表 15）。

成績分布の妥当性については、教授会で一覧表を配付し、評価の分布状況を確認している（資料2-34-3）。しかし、「2009年度認証評価結果」では、問題点の第6項目として、法律基本科目の演習科目で「一部にほとんどの受講生がA評価を受けている科目がみられるため、厳格な成績評価の観点から改善が望まれる」旨、指摘を受けた（資料2-34-4[p. 19]）。この点については、2012年7月にその後の改善の成果を取りまとめた「改善報告書」を貴協会に提出し、それ以降も改善に向けた努力を継続した。具体的には、2012年度第2回FD全体会（2012. 7. 25開催）では、今後の方向性として以下の提案を行った（資料2-34-5）。

- (1) 2012年度カリキュラム改革を契機とし、演習科目の評価方法を見直すことはできないか。
- (2) 今後の課題として、小テスト、課題レポート、即日起案など、成績により差がつきやすい評価方法を積極的に採用することについて、FDにおいて検討してはどうか。

その結果、本件に関する議論をより深めていくことで一致し（資料2-34-6 [p. 47]）、2012年度第3回FD全体会（2012. 10. 24開催）でも関連討議を行った（資料2-34-6 [p. 48]）。

その一方で、貴協会からは、2013年3月の「改善報告書検討結果」により、以下のとおり、改善が不十分との指摘を受けることとなった（資料2-34-7 [p. 2]）。

いくつかの必修科目において受講生の90%以上がA評価となっており、GPA1.6以上という修了認定基準ポイント制度の導入の意味を希薄化させる可能性が指摘されることから、改善が不十分であると判断され、さらなる検討・改善が求められる。

この指摘を踏まえ、2012年度第22回教授会（2013.3.13開催）では、指摘内容を報告するとともに、2012年度第2学期の成績分布の一覧表を配付し、2013年度には、演習科目の評価方法の変更を検討する旨を報告した（資料2-34-8）。そして、2013年度には、本件についての本格的な取り組みを開始し、2013年度第1回FD全体会（2013.4.24開催）では、演習科目での適正かつ厳格な成績評価をテーマに取り上げて討議を行った（資料2-34-9）。

他方、教務委員会では、全国の法科大学院に対して演習科目の成績評価に関するアンケート調査を実施するとともに、これに関係する規程等についても提供を求めた（資料2-34-10）。その結果、「他法科大学院に対する『法律基本科目・演習科目の成績評価にかかるアンケート』集計結果」のとおり、35校の法科大学院から協力が得られ、全国的な動向をも踏まえた検討が可能となった（資料2-34-11）。

教務委員会では、このような検討を踏まえ、教授会に対して「成績評価ガイドライン」の改訂を提案した。改訂提案は2度にわたっており、最初の提案では、演習科目の成績評価に係る「A方式」の廃止を提案した。「A方式」とは一定の条件をみたした学生の評価をAとし、これを標準とする方法である。この改定案は、2013年度第6回教授会（2013.5.22開催）で承認され、承認と同時に適用された（資料2-34-12及び資料2-34-13）。

次に、2013年度第8回教授会（2013.6.19開催）に対しては、2014年度から適用を予定する更なる改定案を提案した。この改定案では、演習科目に特有の評価方法を廃止し、演習科目と講義科目が共通の方法で評価することとした。その一方で、受講者数が20人以上の科目については、S評価の割合を10%から若干名に、A評価については20%から10%に引き下げた。他方で、C評価については30%から50%に引き上げた。また、受講者数が20人未満の科目では、S及びA評価を若干名の範囲内に制限した。平常点については、その内訳を明確にするとともに、単なる出席を加点要素とはしないことを規定した。また、このガイドラインからの逸脱があった場合、教務委員会の議により、成績評価の修正を求めることができる旨も規定した（資料2-34-14及び資料2-34-15）。

さらに、2013年度第12回教授会（2013.9.25開催）では、2013年度第1学期の成績分布を確認した（資料2-34-16）。また、2013年度第4回FD全体会（2013.10.23開催）での討議を通じて、適切性の検証についても行った（資料2-34-17）。

これらの取り組みの結果、2013年度第1学期以降の成績分布では、受講生の90%以上がA評価を受ける法律基本科目の演習科目はなくなっている（表15）。

表15 成績分布の割合一覧（2012-2013年度）

年度	学期	合 格				不合格	指摘該当科目数
		S	A	B	C	D	
2012	1	8.6%	39.4%	33.5%	11.7%	7.1%	2 (2)
	2	12.5%	40.8%	31.4%	9.8%	5.5%	1 (1)
2013	1	5.9%	32.8%	39.1%	15.9%	6.3%	0 (0)
	2	6.3%	37.0%	34.3%	15.3%	7.0%	0 (0)

注）指摘該当科目数：受講生の90%以上がA以上の評価を受けた法律基本科目の数（括弧内はそのうち、演習科目の数）。

出典）資料2-34-18 [p. 1, p. 11, p. 21, p31] に基づき作成。

ウ 成績評価の細分化による成績評価や GPA の引上げ操作の有無

成績評価の段階設定については、「履修細則」別表 4 に定めるとおり、S、A、B、C 及び D の 5 段階であり、GPA を算出する際に用いるグレードポイントの段階設定についても、4 ポイントないし 0 ポイントの 5 段階である（資料 2-34-19）。

なお、中央教育審議会は、GPA 制度による一般的な評価方法として、「授業科目ごとの成績評価を 5 段階（A、B、C、D、F）で評価し、それぞれに対して 4・3・2・1・0 のグレード・ポイントを付与」（資料 2-34-20 [p. 65]）することを例示している。

（２）課程修了認定の実施状況

修了要件については、評価の視点 2-16 で既述したとおり、以下の 3 つの要件をいずれも充足することを定めている。

- ① 所定の修業年限以上、在学していること。
- ② 所定の区分に従い、合計 102 単位以上を修得していること。
- ③ 必修科目における総合 GPA が 1.60 以上であること。

課程修了の認定に当たっては、この基準にしたがって可否の判定を行っており、教務委員会の議を経て教授会で審議・決定している（資料 2-34-21）。2009 年度以降の標準年限修了者数及び標準修業年限修了率は表 16 のとおりである。標準年限修了率については、60% 台ないし 70% 台で推移している（表 16）。

表 16 標準年限修了者数及び修了率（2009-2012 年度）

修了 年度	区分	入学年度	入学者数	標準修業年限 修了者数	標準修業年限 修了率	(参考) 全国平均
2009	未修	2007	58	43	74.1%	75.9%
	既修	2008	0	—	—	
	計		58	43	74.1%	
2010	未修	2008	51	38	74.5%	73.6%
	既修	2009	1	1	100.0%	
	計		52	39	75.0%	
2011	未修	2009	30	19	63.3%	68.7%
	既修	2010	0	—	—	
	計		30	19	63.3%	
2012	未修	2010	10	4	40.0%	68.2%
	既修	2011	15	14	93.3%	
	計		25	18	72.0%	

出典）資料 2-34-22 [pp. 2-3] 及び資料 2-34-23 に基づき作成。

（３）成績評価・修了認定の客観性の確保に係る上記以外の取り組み

上記以外に成績評価の客観性の担保に資すると考えられる取り組みとして、以下の制度を設けている。

ア 学生による「成績疑義制度」及び「修了可否判定に対する疑義申立て制度」

成績評価に係る客観性の確保のための制度としては、上記以外にも学生による「成績疑義制度」及び「修了可否判定に対する疑義申立て制度」を設けている。

「成績疑義制度」とは、成績表の表示に疑義がある学生は、その旨を申し立てることができる制度である（資料 2-34-1 [p. 10]）。この制度の利用を希望する学生は、所定の期

間内に所定用紙（資料2-34-24）に疑義事由を記入の上、法科大学院教務課に提出する。疑義申立てがあった場合、授業担当者はその内容に対して文書で回答し、提出された回答書については教務委員会で審議する。その結果、評価の変更が必要となった場合には、教授会でこれを審議・決定する。他方で、疑義を申し立てた学生には、評価変更の有無にかかわらず、検討の結果を報告する。

また、「成績疑義制度」とは別に、修了可否判定の結果に対する疑義申立て制度についても設けている（資料2-34-1 [p. 12]）。この制度では、修得単位数の集計又はGPAの算出に疑義がある場合などが対象である。これらに疑義がある学生は、「修了判定結果にかかる疑義申出用紙」（資料2-34-25）に必要事項を記入し、所定の期間内に法科大学院教務課へ提出する。疑義内容の審査については教務委員会で行い、判定結果の変更が必要な場合には教授会で審議・決定する。また、疑義を申し立てた学生には検討結果を回答する。

両制度に基づく疑義の申出件数は表 17のとおりであり、成績疑義については各学期、数件程度の申出がある。修了可否判定に対する疑義については申出がない状態が続いている（表 17）。

表 17 成績疑義及び修了可否判定に対する疑義申出件数一覧(2012-2013 年度[第 1 学期])

年度	学期	成績疑義	修了可否判定に対する疑義
2012	1	5	0
	2	3	0
2013	1	6	0

出典) 各年度・学期の「成績疑義一覧」(法科大学院教務課保管資料)に基づき作成。

イ 過去の定期試験問題等の学生への公開

定期試験の実施に際しては、公平性及び透明性を確保するという観点から、原則として、過去 3 年分の定期試験（中間試験を含む）問題については、webを通じて学生に公開することとしている（資料2-34-1 [p. 11]）。この方針にしたがい、2012年度第 1 学期分については21科目の定期試験問題及び12科目の中間試験又は小テスト問題を公開している（資料2-34-26）。同年度第 2 学期分については、17科目の定期試験問題、3科目の追試験問題及び6科目の中間試験又は小テスト問題を公開している（資料2-34-27）。2013年度第 1 学期分については、20科目の定期試験問題及び4科目の中間試験問題を公開している（資料2-34-28）。同年度第 2 学期分については、18科目の定期試験問題、8科目の中間試験又は小テスト問題を公開している（資料2-34-29）。

ウ 「出題のねらい」又は「模範解答」等及び「講評」並びに GPA 分布状況の学生への配付

定期試験の実施に際しては、学生に対する教育上の配慮から、「出題のねらい」又は「模範解答」等の作成を授業担当者に依頼し、試験終了後に学生に配付している（資料2-34-30）。また、採点結果に対する「講評」についても作成を依頼し、成績発表時に学生に配付している（資料2-34-31）。

また、GPA修得状況のグラフについても学生に配付し、自分が学年の中でどの位置にいるのか分かるようにしている（資料2-34-18 [pp. 2-10, pp. 12-20, pp. 22-30, pp. 32-40]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

成績評価、単位認定及び課程修了認定の実施状況に係る点検・評価については以下のとおりである。

成績評価及び単位認定に関し、出席の取扱いについては、定期試験の受験資格として、原則、3分の2以上の出席を求めており、単なる出席を加点要素とはしていない。成績評価及びGPA算出時の段階設定については5段階であり、中央教育審議会の例示に即している。

したがって、成績評価及び単位認定の実施状況については、成績分布の設定を除いて「専門職」第10条第2項及び「法科院基準」に照らして適切である。

成績分布の設定については、貴協会から問題点の指摘を受けているものの、「成績評価ガイドライン」を改訂するなどの改善を図っており、既に成果が現れはじめている。今後は、新たな「成績評価ガイドライン」を着実に実行することが課題である。

修了認定の客観性については、履修要項に明示した基準にしたがい、教務委員会を経て教授会で審議・決定していることから適切である。厳格性については、修了認定にGPA制度の導入によって担保されている。また、標準修業年限修了率についても、全国との比較で大きな差はないことから問題はないものと認識している。

「成績疑義制度」及び「修了可否判定に対する疑義申立て制度」並びに過去の定期試験問題等の学生への公開については、成績表及び修了認定の透明性を高める上で、有効であるといえる。また、「出題のねらい」又は「模範解答」等及び「講評」並びにGPA分布状況の学生への配付についても、これらは本来、学習上の効果を期待して導入したものであるが、成績評価の客観性を確保する上でも有効であると認識している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みについては、教務委員会において、2014年度から改訂後の「成績評価ガイドライン」に基づく成績評価を徹底し、更なる厳格化を図る。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-34-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料2-34-2 龍谷大学法科大学院「成績評価の基準と方法について」2012年12月【巻末リストC022】
- 資料2-34-3 「2012年度第12回（168回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2012年10月17日開催【巻末リストB001】
- 資料2-34-4 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リストJ001】
- 資料2-34-5 龍谷大学法科大学院「認証評価にかかる指摘事項・改善結果一覧（FDに関連する事項のみ抜粋）」（2012年度第2回FD全体会〔2012.7.25開催〕資料）【巻末リストJ006】
- 資料2-34-6 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院 2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】
- 資料2-34-7 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】
- 資料2-34-8 「2012年度第22回（178回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年3月13日開催【巻末リストB003】
- 資料2-34-9 「2013年度第1回FD全体会記録（一部抜粋）」2013年4月24日開催【巻末リストB014】
- 資料2-34-10 『『法律基本科目・演習科目の成績評価に関するアンケート』への回答ならびに関連資料ご提供についてのお願い』2013年4月18日付け文書【巻末リストC029】
- 資料2-34-11 龍谷大学法科大学院「他法科大学院に対する『法律基本科目・演習科目の成績評価にかかるアンケート』集計結果」2013年5月【巻末リストC025】
- 資料2-34-12 龍谷大学法科大学院「成績評価ガイドラインの改定について」2013年5月22日 教授会承認【巻末リストC023】
- 資料2-34-13 「2013年度第6回（184回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年5月22日開催【巻末リストB005】
- 資料2-34-14 「2013年度第8回（186回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年6月19日開催【巻末リストB006】
- 資料2-34-15 龍谷大学法科大学院『『成績評価ガイドライン』の改訂について（提案）』2013年6月19日 教授会承認【巻末リストC024】
- 資料2-34-16 「2013年度第12回（190回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年9月25日開催【巻末リストB008】
- 資料2-34-17 「2013年度第4回FD全体会記録（一部抜粋）」2013年10月23日開催【巻末リストB015】
- 資料2-34-18 龍谷大学法科大学院「成績分布関係資料集〔2012-2013年度〕」2014年3月【巻末リストC026】
- 資料2-34-19 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】
- 資料2-34-20 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」2008年12月【巻末リストL002】

- 資料2-34-21 「2012 年度第 20 回（176 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 2 月 20 日開催【巻末リスト B002】
- 資料2-34-22 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」
http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html 最終アクセス：2014/02/15【巻末リスト M015】
- 資料2-34-23 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院修了認定状況の推移（平成 17 年度～平成 24 年度）」（第 54 回法科大学院特別委員会〔2013. 5. 8 開催〕資料 4-3）【巻末リスト L006】
- 資料2-34-24 龍谷大学法科大学院「2013 年度 法科大学院 成績疑義申出用紙（様式）」【巻末リスト C027】
- 資料2-34-25 龍谷大学法科大学院「2013 年度法科大学院 修了判定結果にかかる疑義申出用紙（様式）」【巻末リスト C028】
- 資料2-34-26 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2012 年度第 1 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M018】
- 資料2-34-27 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2012 年度 第 2 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M019】
- 資料2-34-28 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2013 年度 第 1 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M020】
- 資料2-34-29 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2013 年度 第 2 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M021】
- 資料2-34-30 「2013 年度前期定期試験にかかる『試験問題』ならびに『出題のねらい』または『模範解答』等の提出について（依頼）」2013 年 7 月 1 日付け文書【巻末リスト C030】
- 資料2-34-31 「2013 年度前期定期試験にかかる『講評』の提出について（依頼）」2013 年 7 月付け文書【巻末リスト C031】

2-35 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

再試験制度については、2010年度入学生から廃止しており、従前の入学生に適用される再試験制度についても2011年度末で実施を終了した。したがって、本評価の視点には該当しない。

2-36 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

学生がやむを得ない事情により単位認定にかかわる試験を受験できなかった場合、「法科院基準」は、追試験を行うなどの相当の措置をとることを求めている。また、追試験制度については、あらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施することを求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、「履修細則」第 9 条に基づき、「病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けなかった者」に対し、当該学生の申請に基づく追試験を実施している（資料2-36-1）。

追試験の実施期間については「学年暦」に定め、「履修要項」に明示の上、実施している（資料2-36-2 [p. vii]）。受験資格及び出願要項についても「履修要項」に明示している（資料2-36-2 [p. 11]）。出願があった場合には、教務委員会で出願内容及び診断書等の証明書類を確認の上、教授会で受験資格を判定している。2009年度以降の出願・判定状況については表 18のとおりである。

表 18 追試験出願・判定状況一覧（2009-2013 年度）

年度	学期	出願件数	判定結果
2009	1	10	受験資格あり：10件 ／ 受験資格なし：0件
	2	2	受験資格あり：2件 ／ 受験資格なし：0件
2010	1	2	受験資格あり：2件 ／ 受験資格なし：0件
	2	4	受験資格あり：4件 ／ 受験資格なし：0件
2011	1	5	受験資格あり：4件 ／ 受験資格なし：1件
	2	1	受験資格あり：1件 ／ 受験資格なし：0件
2012	1	0	
	2	6	受験資格あり：6件 ／ 受験資格なし：0件
2013	1	0	
	2	0	

出典）各学期の「受験資格判定資料」（法科大学院教務課保管資料）に基づき作成。

追試験の成績評価については、80点を上限とし、「履修要項」に明示している（資料2-36-2 [p. 11]）。上限を設定している理由については、実施時期の関係上、試験準備の面で追試験受験者の方が定期試験受験者よりも有利になることを防ぐためである。このようなことを考慮し、出題でも定期試験問題の水準を下回らないようにしている。

なお、追試験を含む過去3年分の定期試験問題については、「法科大学院ポータルサイト」で公開している（資料2-36-2 [p. 11] 及び資料2-36-3）。したがって、出題の適切性については、定期試験問題と追試験問題とを比較することにより、検証可能である。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

追試験などの措置の有無及び客観的な基準に基づく実施に係る点検・評価については以下のとおりである。

やむを得ない事情により単位認定にかかわる試験を受験できなかった場合の措置としては、追試験制度を設けている。その実施については、実施期間、受験資格及び出願要項を「履修要項」に明示している。また、評価上限及び出題内容については公平性の観点から基準を設定している。

したがって、「法科院基準」に照らして適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-36-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定【巻末リスト A033】

資料2-36-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

資料2-36-3 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2012 年度 第 2 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M019】

2-37 進級を制限する措置（レベル I ○）

〔現状の説明〕

進級制限措置について、「法科院基準」は、1 年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

(1) 進級制度の概要

本法科大学院では、2010年度入学生から「進級制度」を導入しており、成績不良の学生の進級を制限している。具体的には、学生が2年次又は3年次に進級するためには、「履修細則」第3条第1項、別表1及び別表1の2の規定により、以下の2つの要件をいずれも満たすことが必要となる旨、定めている。

- ① 在学年次終了までに配当される必修科目につき、単位未修得の科目数が2科目未満であること。
- ② 必修科目のGPAが1.60に達していること。

進級可否の判定については、教務委員会を経て、教授会で審議・決定している。判定状況については表19のとおりである。2年次への進級決定率については50%台から70%台で推移している一方、他方で3年次進級については90%以上となっている（表19）。

表19 進級判定の状況一覧表（2010-2012年度）

判定実施年度	区分	判定対象者数	進級決定者数	進級決定率
2010	1年次→2年次	9	5	55.6%
2011	1年次→2年次	19	15	78.9%
	2年次→3年次	20	18	90.0%
2012	1年次→2年次	12	8	66.7%
	2年次→3年次	29	29	100.0%

出典) 資料2-37-1 [p.2] に基づき作成。

(2) 原級留置者への対応

進級が認められなかった学生については、原級留置としている。その場合、「履修細則」第3条第2項の規定により、修得済みの単位及びグレイドポイントについては有効なものとして扱っている（資料2-37-2）。ただし、単位修得に問題ないものの、GPAが基準に達していない原級留置者については、単位修得済みの科目を再度、履修する必要がある。このようなケースに対応するため、「再登録履修制度」を設けている。

再登録履修制度とは、単位修得済みの科目を再度履修できる制度である。この制度の対象者は修了延期者及び原級留置者であり、対象科目は法律基本科目の講義科目である（資料2-37-3 [p.8]）。この制度を利用した場合の成績評価については、これまでに履修した中で、最も良好な成績が有効となる。

原級留置決定者に対する履修指導について、学期末から学期はじめにかけての学修相談期間（評価の視点2-23）に教務委員が分担して個別面談を行っている。教務委員会では、教育的な観点から、単位未修得による原級留置者についても、「再登録履修制度」の活用を勧めている。

原級留置者の学費については、特別な設定をしていないため、原級留置となった年度についても通常の金額を納入する必要がある。ただし、「学則」第44条第5項は、修業年限を超えて在学する学生の授業料について、「当該学期納入額の50%とする」（資料2-37-4）ことを規定しているため、学年進行にかかわらず、入学後4年目（法学既修者は3年目）以降の授業料は通常の半額となる。

なお、同一年次で2回にわたり原級留置となった学生については、「履修細則」第3条第5項の規定により、除籍としている（資料2-37-2）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

進級制限措置については、「進級制度」を導入していることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。原級留置者への対応についても、再登録履修制度の整備及び教務委員による個別面談の実施等を行っていることから、問題はないと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-37-1 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リスト M015】
- 資料2-37-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定【巻末リスト A033】
- 資料2-37-3 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】
- 資料2-37-4 「龍谷大学専門職大学院学則」2004 年 11 月 30 日設置認可【巻末リスト A003】

2-38 進級制限の代替措置の適切性（レベル I ○）

〔現状の説明〕

進級制度を導入しているので該当しない。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るための FD 体制の整備とその実施（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

FD について、「専門職」第11条は、「専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する」ことを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、「教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されている」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」で、「教育成果向上のため、教育課程にかかる自己点検・評価と、授業改善のための組織的な取り組みを不断に行う」ことを掲げている（資料2-39-1 [p. 37]）。この方針に基づき、活動全体の根拠規程となる「FD規程」（資料2-39-2 [p. 52]）を定め、以下の組織体制を整備するとともにその活動を実施している。

（1）FD 体制の整備

FD 活動に係る組織体制については、「FD 委員会」、「FD 全体会」及び「FD 部会」という 3 つの組織を整備し、以下のとおり役割分担を行っている。

ア FD 委員会

FD 委員会は、「委員会内規」（資料2-39-3）第 2 条第 1 項第 3 号に基づいて設置された委員会である。その目的は、「FD 規程」第 2 条に規定するとおり、FD 活動の運営・推進にある（資料2-39-2 [p. 52]）。また、その構成員は、同規程第 3 条第 1 項に定めるとおり、FD 委員長、教務主任、教務委員及び研究科長が指名する若干名の委員である（資料2-39-2 [p. 52]）。具体的な役割については、同規程第 4 条に定めるとおり、基本方針及び実施計画に関する事項の審議等を担っている（資料2-39-2 [p. 52]）。

イ FD 全体会

「FD全体会」は、「FD規程」（資料2-39-2 [p. 52]）第5条第1項に定めるとおり、すべての教授会構成員から構成される研究会である。この研究会では、FD委員会が策定した方針及び計画にのっとり、授業内容及び授業方法の改善について討議している。

ウ FD 部会

FD部会は、「FD規程」（資料2-39-2 [p. 52]）第5条第2項に定めるとおり、科目群・系等の教育に関する事項等についての検討・協議を担っている。2013年度のFD部会構成については、公法系、民事法系、刑事法系及び法律実務系の4部会体制としている（資料2-39-4）。

なお、「FD規程」（資料2-39-2 [p. 52]）第5条第3項では、部会での検討・協議結果の記録及びFD委員会への報告を定めている。しかし、2012年度以降は特に記録・報告を求めている。その理由は以下のとおりである。FD活動に係る部会・委員会・全体会の役割分担について、2011年度以前は、FD委員会で論点を整理し、それを各部会で議論・集約の上、「FD全体会」で議論を深めることを基本としてきた。しかし、教員数の減少等に伴い、2012年度には、組織運営の見直し及び活動の集約化・効率化が必要な状況となった（資料2-39-2 [p. 2]）。そのため、2012年度以降は、全体会に係る事前の部会討議を省略しており、部会内容の記録及びFD委員会への報告についても求めている。

なお、現在の部会での検討・協議内容については、成績評価及び教育課程・時間割編成等に関する分野内の打合せが主となっている。

（2）FD の実施内容

FDの実施内容としては「FD全体会」の開催が挙げられる。また、これを軸に「授業アンケート」結果及び「教員相互による授業参観」結果の授業改善へのフィードバック並びに「FD活動報告書」の刊行等を行っている。それぞれの内容については以下のとおりである。

ア 「FD 全体会」の開催

「FD全体会」の開催実績については、「2009-2013年度 FD全体会 開催実績一覧」のとおりである。おおむね2ないし3か月に1回の頻度で開催しており、年間を通じた出席率は、おおむね7割ないし8割程度である（資料2-39-5）。

「FD全体会」での定期的な討議テーマについては以下のとおりである。

- ① 「授業アンケート」結果の授業改善へのフィードバック（原則として毎学期）
- ② 「教員相互による授業参観」結果の授業改善へのフィードバック（原則として毎学期）
- ③ 成績分布についての検証（原則として毎学期）
- ④ 司法試験問題と本法科大学院教育の関連性についての検証
- ⑤ 修了生の司法試験受験状況と在学中の成績との相関についての検証

このほか、2012年度第2回FD全体会（2012.7.25開催）では、「龍谷版到達目標」の策定について検討するなど（資料2-39-2 [p. 47]）、時機にかなったテーマも取り上げている。

イ 「授業アンケート」結果の分析

本法科大学院では、教務委員会において「授業アンケート」を実施しており、その結果に係る授業改善へのフィードバックをFD委員会が所管している。

詳細については評価の視点2-41及び2-42で後述する。

ウ 「教員相互による授業参観」の実施に基づく教育改善へのフィードバック

本法科大学院では、教務委員会において「教員相互による授業参観」を実施しており、「FD全体会」ではその内容に係る討議を行っている（資料2-39-6）。

「教員相互による授業参観」の実施回数は各学期に1回であり、それぞれに2週間の実施期間を設定している。参観の対象となる科目は、当該期間中に開講される全科目であり、当該年度の授業担当者全員が参観資格を有する。そのうち、特に教授会構成員については、かならず1年に1回は他の教員の担当科目を参観することになっている（資料2-39-6）。

実施後の流れについては以下のとおりである。授業を参観した教員は「参観シート」を提出し、授業担当者はそれに対するコメントを書面で提出する。「FD全体会」ではこれらを踏まえた授業改善のための討議を実施する（資料2-39-6）。

実施実績については以下のとおりである。2012年度第1学期には、延べ11科目を13人の専任教員が参観した（資料2-39-7 [p. 1]）。同年度第2学期には3科目を5人が参観した（資料2-39-7 [p. 20]）。その結果については2012年度第5回FD全体会（2013. 2. 7開催）で討議した（資料2-39-2 [pp. 49-50]）。2013年度第1学期には延べ11科目を11人が参観した（資料2-39-7 [pp. 27]）。その結果については、2013年度第4回FD全体会（2013. 10. 23開催）で討議した（資料2-39-8）。同年度の第2学期には延べ5科目を5人が参観した（資料2-39-7 [p. 43]）。その結果については、2014年度の「FD全体会」で討議する予定である。

エ 「FD活動報告書」の刊行

「FD活動報告書」とは、FD委員会が当該年度のFD活動の実績を取りまとめた報告書であり、webサイトで広く社会に公表している（資料2-39-9 [p. 2]）。2012年度版の総ページ数は55ページであり、授業アンケート及び授業参観の実施結果並びに「FD全体会」の開催記録などを収録している（資料2-39-2）。

オ その他

その他のFD活動としては、教員による学外の研修会やシンポジウムへの参加がある。2012年度の参加実績は、法科大学院協会が主催する教員研修など計3件である。2013年度の参加実績は、2月末の時点で、日本弁護士連合会主催のシンポジウムなど、計3件である（資料2-39-10）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施に係る点検・評価については以下のとおりである。

実施体制については、「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ、「FD規程」に基づく「FD委員会」、「FD全体会」及び「FD部会」等を設置している。

実施内容については、「FD全体会」を軸として、「授業アンケート」及び「教員相互による授業参観」結果の授業改善へのフィードバック等を実施している。また、これらの活動の成果については報告書に取りまとめて公表している。

以上を総合すれば、「専門職」第11条及び「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、「教員相互による授業参観」に関して、全教授会構成員の参加を求め、授業担当者にはコメントの提出を求めている点は、効果を高める上で、有効であると認識している。したがって、この点については、長所であると自負している。

[将来への取り組み・まとめ]

将来の取り組みについては、「教員相互による授業参観」で、すべての教授会構成員が年1回の参観を行うとともに、コメントを提出する取り組みについては、今後も継続する。

[根拠・参照資料]

- 資料2-39-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料2-39-2 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】
- 資料2-39-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定【巻末リストA025】
- 資料2-39-4 龍谷大学法科大学院「2013年度 法科大学院FD部会 所属一覧」2013年4月24日 FD全体会承認【巻末リストC072】
- 資料2-39-5 龍谷大学法科大学院「2009-2013年度 FD全体会 開催実績一覧」2014年2月28日現在【巻末リストC073】
- 資料2-39-6 龍谷大学法科大学院「2013年度前期 教員相互による授業参観の実施について」2013年4月24日 教授会承認【巻末リストC080】
- 資料2-39-7 龍谷大学法科大学院「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集〔2012-2013年度〕」2014年3月【巻末リストC081】
- 資料2-39-8 龍谷大学法科大学院「2013年度第4回FD全体会記録（一部抜粋）」2013年10月23日開催【巻末リストB015】
- 資料2-39-9 龍谷大学法科大学院webページ「情報公表」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html>最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM008】
- 資料2-39-10 龍谷大学法科大学院「教員による学外研修会・シンポジウム等への参加実績一覧（2009-2013年度）」2014年2月28日現在【巻末リストC074】

2-40 FD 活動の有効性（レベルⅡ〇）

[現状の説明]

FD活動の有効性については、年度末に当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、それを「FD全体会」で審議することによって検証している。例えば、2012年度の総括文書では、以下のとおり、FD活動の成果が教育内容及び方法の改善に有効に機能していることを確認している（資料2-40-1 [p.3]）。

- ・ 9月の司法試験結果を踏まえた法科大学院教育との相関関係、授業及び事前事後学習におけるITの活用方策、「龍谷版共通的到達目標」を展開する上での具体的方策、などについて、教務委員会からの提案をサポートする形も含め議論を行った。とりわけ、その方向性については、教務委員会と連携を密にすることで、シラバス作成準備などにも活用することができた。
- ・ FD活動の中核的課題である教授方法の改善については、特に後期において、授業研究としてあらかじめ推奨授業をビデオ撮影したものをFD全体会で放映し、授業担当者との意見交換、双方向型授業の実施状況について議論を行った。とりわけ、双方向型授業の実施方法とその教育的効果について多くの教員の認識が共通していることを確認し、その必要性につき理解を深めることができたことは成果であり、それは授業改善への新たな取り組みとなった。
- ・ 本年度の司法試験の問題の傾向（憲法、民法、商法、刑法）を分析するとともに、定期試験問題との対応関係などについて議論を行った。その結果、実際の司法試験でも基本的な知識とその実践的な応用が問われていることを確認し、本学が実施しているカリキュラムでこうした問題に対応することが可能であるとの共通認識を得た。授業では、学生に条文を認識させ、その適用の基礎的な方法を習得させることが重要であるとされた。

なお、「法科院基準」は、「科目間に成績評価基準の差異が著しい場合、その改善に向けた取り組みがなされているかに留意する」ことを求めている。この留意事項に対する取り組みについては、評価の視点2-34を参照されたい。

[点検・評価（長所と問題点）]

FD活動の有効性について、年度ごとに活動の到達点を確認し、それを踏まえた次年度の方針を策定するというプロセスは、PDCAサイクルによる改善に通じる取り組みであるといえる。このような取り組みは、FD活動の有効性を高める上で、効果的であると考えられることから、適切に対応していると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料2-40-1 龍谷大学法科大学院 FD 委員会「龍谷大学法科大学院 2012 年度 FD 活動報告書」2013 年 9 月
【巻末リスト C075】

2-41 学生による授業評価の組織的な実施（レベル I O）

[現状の説明]

学生による授業評価の組織的な実施について、「法科院基準」は、「授業評価の実施範囲については、全科目を対象とすることを原則とする」ことを求めている。また、「実施回数については、専任教員のみならず全教員の担当する科目においては、開講期間中に 1 回は実施されているかに留意する」ことを求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、教務委員会とFD委員会が連携し、「授業アンケート」を実施することによって、対応している。役割分担については、企画及び実施が教務委員会の所管であり、実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックがFD委員会の所管である。実施内容の詳細については以下のとおりである。

(1) 実施範囲

授業アンケートの実施範囲については、原則として、全科目を対象としている。ただし、集中講義科目及び随意科目は除いている（資料2-41-1 [p. 6]）。集中講義科目を除外している理由は、統一的に設定している学期末のアンケート実施期間に授業がないためである。ただし、2013年度第15回教務委員会（2013. 12. 3開催）で検討した結果、集中講義科目については、当該科目の最終授業日にアンケートを実施するよう変更することにした。他方で、「法務演習」については、受講者数が 1 人のクラスが多いため、回答者が特定されることが懸念された。そのため、従来同様、対象から除外することにした（資料2-41-2）。これらの検討結果については、2013年度第17回教授会（2013. 12. 4開催）で承認され、2013年度第 2 学期の実施分から反映されている（資料2-41-3）。

なお、評価の視点2-1で既述したとおり、「法務演習」については、2014年度入学生から廃止予定である（資料2-41-4）。

(2) 実施回数

「授業アンケート」の実施回数は、1 学期につき 1 回である。

[点検・評価（長所と問題点）]

学生による授業評価の組織的な実施に係る点検・評価については以下のとおりである。

「授業アンケート」の実施範囲は、原則として全科目であり、未実施科目のうち、集中講義科目については2013年度第 2 学期から実施するよう変更している。他方で、「法務演

習」については、科目の性質上、未実施のままとしたが、同科目は2014年度入学生から廃止する予定である。

実施回数については、全教員が担当する科目で各学期に1回としている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-41-1 龍谷大学法科大学院 FD 委員会「龍谷大学法科大学院 2012 年度 FD 活動報告書」2013 年 9 月
【巻末リスト C075】

資料2-41-2 「2013 年度第 15 回教務委員会議事録（一部抜粋）」2013 年 12 月 3 日開催【巻末リスト B017】

資料2-41-3 「2013 年度第 17 回（195 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 12 月 4 日開催
【巻末リスト B011】

資料2-41-4 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2014（平成 26）年度専門職大学院学則変更の趣旨」2014 年 1 月 8 日 教授会承認【巻末リスト C009】

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備について、「法科院基準」は以下の事項に留意することを求めている。

- （１） 授業評価結果の公表範囲について、学生に対して少なくとも全体的な傾向を示した集計結果が公表されているかに留意する。
- （２） 授業評価アンケートの回収率が低い場合、その改善への取り組みを行っているかに留意する。
- （３） 授業評価アンケート結果を組織的に反映しているかに留意する。

これらの点に関して本法科大学院では以下のとおり対応している。

（１）「授業アンケート」結果の公開範囲

学生に対する「授業アンケート」結果の公開範囲は、原則として、全科目・全設問に係る科目別・設問別の集計結果及びそれに対する授業担当者からのコメントとしている。ただし、回答者の特定を防ぐため、受講者数 2 人以下の科目については除外している。また、自由記述式の設問（「この授業に対する要望がありますか」）への回答のうち、教務委員会が不適切と判断した記述についても除外している。個人への中傷や、根拠を示さずに記述された非難などがこれに該当する。また、「授業アンケート」の公開方法については、「法科大学院ポータルサイト」への掲載としている（資料2-42-1）。

なお、「授業アンケート」の結果については、「FD活動報告書」に収録し、webサイト上に公開することにより、広く一般にも公表している。公表範囲は、選択式的全設問に係る科目別・設問別の集計結果及び教員からのコメントの一部である（資料2-42-2 [pp. 6-44]）。

2012年度以降の実施結果については『授業アンケート』集計結果集 [2012-2013年度]（資料2-42-3）に収録しているとおりである。

（２）回収率が低い場合の改善の取り組み

「授業アンケート」の回収率を高めるための取り組みとしては、無記名方式を採用し、授業中に紙媒体で実施するなどの工夫を行っている（資料2-42-2 [p. 6]）。それにより、回収率については、90%前後の水準を維持している（表 20）。

表 20 「授業アンケート」の回収率（2012-2013 年度）

年度	学期	延べ受講者数	延べ回答者数	回収率
2012	1	598	527	88.1%
	2	467	423	90.6%
2013	1	464	412	88.8%
	2	397	352	88.7%

出典) 資料 2-42-3 [p. 1, p. 66, p. 96, p. 121] に基づき作成。

(3) アンケート結果の組織的な反映

「授業アンケート」結果の組織的な反映に関する取り組みとしては、授業担当者に対してコメントの提出を依頼している点が挙げられる（資料2-42-3）。提出されたコメントからは、授業担当者がアンケート結果を通じて認識した改善課題を確認することができる。例えば、2013年度第1学期実施分のコメントでは、以下のようなコメントがなされている資料2-42-3（[pp. 116-120]）。

- ・ オフィスアワーの時間の設定等、ご指摘のあった点については、工夫し、改善を目指します。
- ・ 内容が難しかったというアンケートもありましたので、後期でも、基礎的な点について、復習しながら、授業を進めていくつもりです。
- ・ 後期の講義では具体的な事例に則して説明することに努める。
- ・ 「受講生の理解を確かめていたか」および「双方向性」の2項目の数値が他の項目に比べて低いことは、期末テストの出来があまり良くなかったという事実と符合するのかもしれませんが。双方向授業は、理解度を確かめるためにも重要であると思いますので、この点を改善できるように努力したいと考えます。
- ・ 判例などの学習を行ううえで役に立つ知識や観点を身につけることができるような講義方法になるよう、一層工夫を重ねたいと思います。

また、「授業アンケート」の結果については、「FD全体会」での討議テーマにも取り上げ、教授会構成員全員で課題を共有している。特に、2013年度第1学期実施分については、アンケート結果の組織的な反映に繋がるよう、FD委員会で分析を加えた結果を報告し、話題提供を行った（資料2-42-4）。その上で、学生からの評価が比較的高かった2科目の担当者に対して、授業運営上の工夫について報告を求め、出席者全員で改善課題を共有した（資料2-42-5）。

また、「授業アンケート」の結果は、教育課程の改訂を検討する際にも活用している。例えば、2013年度から司法試験選択科目に関連する科目配置を変更した際には、授業アンケートの結果を基に学生の意見を集約し、議論の参考とした（資料2-42-6 [p. 3]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備に係る点検・評価については以下のとおりである。

学生に対する「授業アンケート」の公開範囲については、原則として全科目の全設問を科目別・設問別に公開している。また、回収率については、90%前後を維持している。

「授業アンケート」結果の組織的な反映については、授業担当者にアンケート結果を踏まえた学生向けコメントの提出を求めている、「FD全体会」の場で全教授会構成員が課題を共有している。また、必要に応じて教育課程の見直しにも反映させている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、「授業アンケート」の結果を報告書に取りまとめて広く公表している点については、実施の効果を高める上で有効であり、長所であると自負している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

「授業アンケート」結果の「FD活動報告書」への収録については今後も継続する。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-42-1 龍谷大学法科大学院「2013年度第1学期授業アンケート結果の公開について」2013年10月1日付け掲示【巻末リストC077】
- 資料2-42-2 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】
- 資料2-42-3 龍谷大学法科大学院『授業アンケート』集計結果集〔2012-2013年度〕2014年3月【巻末リストC076】「2012（平成24）年度後期授業アンケートの集計結果に対する学生向けコメントの提出について（依頼）」2013年2月26日付け文書【巻末リストC079】
- 資料2-42-4 龍谷大学法科大学院「2013年度第1学期授業アンケートの分析結果」（2013年度第4回FD全体会〔2013.10.23開催〕資料3）【巻末リストC078】
- 資料2-42-5 「2013年度第4回FD全体会記録（一部抜粋）」2013年10月23日開催【巻末リストB015】
- 資料2-42-6 龍谷大学法科大学院「2013年度におけるカリキュラムの一部修正について」2012年11月7日 教授会承認【巻末リストC002】

2-43 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

教育方法に関する特色ある取り組みとしては、以下の3点が挙げられる。

第一に評価の視点2-13で既述したとおり、「法務研修」を必修とする方法により、全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている点である。

第二に双方向教育システムや授業収録システムを利活用できるeラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続LAN設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している点である。

第三に「教学促進費」としてゲストスピーカーを招へいするための予算を確保している点である。それにより、授業の一環として、「市民のために働く法律家」を目指す上で、参考にするべき実務家等による講演会を開催することが可能になっている（資料2-43-1）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」に掲げた3つの取り組みは、本法科大学院の特色としてふさわしい取り組みであり、いずれも長所であると認識している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

「現状の説明」に掲げた3つの取り組みについては、すべて今後も継続する。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-43-1 龍谷大学法科大学院「2013年度教学促進費による講演会開催一覧」2014年2月5日現在【巻末リストC086】